

平成 23 年

宝達志水町議会会議録

第 4 回定例会

平成23年12月 9 日 開会

平成23年12月16日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第46号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第47号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第49号 平成23年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 平成23年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成23年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第54号 宝達志水町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例について
- 議案第55号 宝達志水町国民健康保険直営診療所管理運営基金条例について
- 議案第56号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第58号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 石川縣市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議案第60号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合同約の変更について
- 議案第61号 石川県町村議会議員公務災害補償組合同約の変更について
- 議案第62号 指定管理者の指定について

平成23年12月9日（金曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	8 番	林 一 郎
2 番	久 保 喜 六	9 番	守 田 幸 則
3 番	土 上 猛	10 番	北 本 俊 一
4 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
5 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
6 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

11 番 金 田 之 治

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 米 谷 勇 喜
書 記 岡 田 正 人

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 津 田 達
副 町 長 中 谷 浩 之
教 育 長 山 下 茂
参 事 北 山 茂 夫
総 務 課 長 太 田 永 作
総務課担当課長 松 浦 敏 昭
情報推進課長 高 下 良 博
財 政 課 長 松 田 正 晴
住 民 課 長 羽 多 良 英
税 務 課 長 溝 口 和 夫
環 境 安 全 課 長 粟 原 政 典

健康福祉課長(福祉担当)	林 谷 茂 和
健康福祉課長(保健担当)	中 村 努
産業振興課長	近 岡 和 良
ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	田 村 淳 一
生涯学習課長	藤 井 能富夫
会計課長	村 井 一 隆
志雄病院事務局長	高 島 信 夫

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第46号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第47号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第48号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第49号 平成23年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第50号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第51号 平成23年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 平成23年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第54号 宝達志水町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例について

- 日程第13 議案第55号 宝達志水町国民健康保険直営診療所管理運営基金条例
について
- 日程第14 議案第56号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第57号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第58号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第17 議案第59号 石川県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第18 議案第60号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について
- 日程第19 議案第61号 石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の変更につ
いて
- 日程第20 議案第62号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議案に対する質疑
- 日程第22 町政一般についての質問
- 日程第23 委員長報告
- 日程第24 委員長報告に対する質疑
- 日程第25 討 論
- 日程第26 採 決
- 日程第27 議案の委員会付託

◎開会・開議

○副議長（津田 勤君） ただいまから平成23年第4回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（津田 勤君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、9番 守田幸則君、8番 林 一郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（津田 勤君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○副議長（津田 勤君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの8日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（津田 勤君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、平成24年度商工業振興事業補助金の要望について外2件の要望、陳情をお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○副議長（津田 勤君） これより、本日提出のありました議案第46号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）から議案第62号 指定管理者の指定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日、ここに平成23年第4回宝達志水町議会定例会を招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から感謝を申し上げます。

議案の説明に先立ち、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただきます。

本年は地震や津波、記録的な豪雨による河川の氾濫と土砂崩れなど、多くの災害が日本を襲った年でありました。幸いにも本町においては、大きな被害もなく安堵いたしているところであります。

被災された皆様、御家族を失われた皆様の苦しみや悲しみの大きさははかり知れないところがあり、ここに改めて亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された地域・住民の皆様が一日も早く立ち直られるよう切に願う次第であります。

東日本大震災に関しましては、国の原子力安全委員会の部会で、これまで原発からおおむね10キロメートルに設定されてきた避難などの防護対策を求める範囲を、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）として半径30キロメートル圏に拡大する考えを示しています。また、この中で緊急事態の場合に直ちに避難する準備を整える区域（PAZ）については、範囲の目安をおおむね5キロメートルとしているほか、甲状腺がんを防ぐため安定ヨウ素剤の服用を考慮する区域（PPA）については、おおむね50キロメートルとしているところであります。

志賀原子力発電所から半径30キロ圏内にはほぼ全域が入る本町といたしましては、避難勧告の伝達方法や伝達内容をはじめ、他地域への避難手段、高齢者など弱者への対応等多くの懸案事項が想定されるところであります。

町地域防災計画については、今後示される国の防災基本計画並びに石川県地域防災計画との整合性を図りながら、可能なものから見直しを行い、平成24年度中のできるだけ早い時期に策定したいと考えております。

次に、地域密着型介護施設整備事業について御報告いたします。

現在、町内にある2つの特別養護老人ホームの入所待機者は、それぞれ60名を超えています。また、4施設ある認知症高齢者グループホームは数名の待機者がいる状況であります。このため、第5期介護保険事業計画を前倒しして、小規模特養老人ホーム、定員29名以下でございますが、及び認知症高齢者グループホーム、定員9名の2施設を整備するものでありまして、小規模特別養護老人ホームは旧押水庁舎跡地を、認知症高齢者グループホームは町内全域を区域として地域密着型サービスを行う事業者を公募していたものであります。

この結果、旧押水庁舎跡地を利用する小規模特別養護老人ホームは、社会福祉法人こうけん会が事業者となり、平成24年3月までに旧押水庁舎を解体のうえ着工し、同年9月末の完成を目指しています。

また、認知症高齢者グループホームは株式会社レインボースターが事業者となり、今浜地内の町有地を購入、施設整備を行うもので、平成24年5月以降の入所開始を目指すこととしておりますので、御報告申し上げます。

次に、来年度の予算編成方針についてその概要を御説明申し上げます。

現下の経済情勢は、急激な円高・株安や世界経済の減速により、景気は足踏み状態となっており、失業率も高水準にあるなど厳しい状況が続いております。

このような中、本町の財政状況は、行財政改革の推進により改善がなされているものの、平成22年度決算における財政健全化判断比率は、県内市町や他の類似団体と比較して依然として高い数値を示しており、さらなる財政健全化に向けた取り組みが急務であります。平成24年度予算における財政見通しとして、歳入面においては、歳入の根幹である町税収入では一部増額が見込まれる要素があるものの、法人町民税や固定資産税の減収が見込まれるなど、町税全体の収入は23年度と同程度の見込みであります。

地方交付税や地方特例交付金など、国からの交付金収入の伸びも期待できない一方、歳出面については、統合中学校の建設関係経費や公債費繰り上げ償還に要する経費など、歳出全体の増加は避けられない見通しであります。このため予算編成においては、引き続き入りを量りて出るを制すを基本に、予算執行の効率化と経費の徹底した節減等を行うとともに、町民のニーズを的確にとらえ、町総合計画に定める将来像の実現に先導的な事業や基本方針に基づく重点施策について、集中的、重点的に配分してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様方をはじめ、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたします補正予算に関する議案8件、条例議案5件、その

他議案4件について、順次説明させていただきます。

まず、議案第46号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に2億1,110万8,000円を追加し、76億1,165万8,000円とするものであります。

歳出予算の補正内容といたしましては、本年度の人事異動後の配置状況に応じて、各款の人件費において所要の予算措置を講ずるもののほか、主な内容を順次御説明いたします。

最初に、総務費では、遊休地や不用物品の売り払い収入をすべて減債基金に積み立てるほか、当初2カ年度事業として予定していた職員用パソコン等更新を、単年度に一括購入に変更するため所要の追加をするものであります、

また、子浦・荻市地内の国道159号自歩道整備、散田地内の県営圃場整備事業に係るケーブル移設工事に要する経費を、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金として追加するものであります。

次に、民生費では、在宅障害者等の方々の生活実態調査に要する経費をはじめ、昨年度実施しました安心生活創造事業の事業費確定に伴う補助金返還に要する経費、措置費単価改定に伴う老人保護措置費に要する経費、障害者自立支援給付及び地域生活支援事業において法改正及び利用者増に伴う経費を追加ほか、子ども手当の制度改正に伴う給付費を減額する一方、対応システム改修に要する経費を追加するものであります。

また、出産育児一時金や基準超過費用負担金を国民健康保険特別会計繰出金として、介護認定調査用の車両購入費をはじめとした所要の経費を介護保険特別会計繰出金として、それぞれ追加するものであります。

次に、衛生費では、管理栄養士の育児休業に伴う補充職員分に係る賃金を追加するほか、平成21年度決算において高料金対策補助金交付要件の資本費、給水原価が基準値を超えたことにより、所要額を水道事業会計繰出金として追加するものであります。

次に、農林水産業費では、中山間地域等直接支払推進事業の新規取組集落、要件緩和による対象面積の増加に伴う所要の経費のほか、県営圃場整備事業志雄地区の事業完了に伴う換地清算金を追加するものであります。

次に、商工費では、石川県鉄工機電協会の機械設備貸与事業資金貸付制度を活用する町内の1事業者に対して貸し付けを行う経費のほか、温泉施設にて使用する灯油単価の高騰

に伴う施設運営に要する経費、温泉源泉改修工事に要する経費を追加するものであります。

次に、土木費では、国道159号押水バイパスにかかる竹生野跨道橋の耐震補強工事に要する経費、除雪作業に要する経費、県道所司原神子原線、主要地方道押水福岡線改修に要する県営事業負担金、中央公園に設置されている時計塔の改修に要する経費を追加するものであります。

次に、消防費では、東日本大震災発生に伴う消防団員等公務災害補償等組合特別負担金、コミュニティ助成金を受けて整備する女性防火クラブ用の軽可搬消防用ポンプ購入に要する経費を追加するものであります。

次に、教育費では、就学援助生徒の増加に伴う援助費、学習指導要領が改訂され来年度から教科書が全面改訂されることに伴う教師用教科書等の整備に要する経費、生涯学習センターにて使用する灯油単価の高騰に伴う施設維持管理に要する経費、消防用施設改修に要する経費、民間の教育振興財団から寄附金を受けて設置するまごころ文庫の図書購入に要する経費、御館館跡、末森城跡、文化財指定に向けて現地指導を受けるための文化庁担当官派遣に要する経費、喜多家の消防用設備改修に要する経費、12月に開催される全国ジュニアソフトテニス大会、来年1月に開催されるマーチングバンド・バトントワリング全国大会への出場助成に要する経費、体育施設の消防用設備改修に要する経費を追加するものであります。

以上が歳出予算の主な内容であります。

財源となります歳入予算では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入をそれぞれ充てるものであります。

債務負担行為の補正については、温泉施設古墳の湯指定管理業務委託料に要する経費2,600万円の債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第47号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に2億3,300万円を追加し、17億7,140万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、本年度の人事異動に伴う経費について所要の予算措置を講ずるほか、保険給付費において一般被保険者療養給付費と退職被保険者療養給付費に係る医療費増に伴い、所要の経費を追加するものであります。

次に、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金では、事業費の確定に伴

い所要の経費を追加するものであります。

次に、共同事業拠出金では、高齢医療費の発生による保険者の財政運営の安定化を図るため、高額医療費共同事業医療費及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う所要の経費を減額するものであります。

次に、諸支出金では、平成22年度療養給付費等負担金、平成22年度退職者医療交付金の確定に伴う所要の経費を追加するものであります。

次に、繰出金では、志雄病院検査オーダーリングシステム導入に伴う所要の経費を追加するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金、繰越金、諸収入を充て、それでもなお不足する6,400万円については、県の国民健康保険自立等支援基金からの借入金をもって充てたいとするものであります。

今回のように、不足する財源について、昨年度までは町の国民健康保険基金を取り崩して充ててきたところではありますが、この基金についても本年11月末現在においてその残高が550万円となっているところから、今回は町の基金で賄うことができず、そこでやむなく県の借り入れとなったところでもあります。

このように、国民健康保険特別会計につきましては町の基金も底をついたところから、今後、早急に国民健康保険税の引き上げについて検討し、遅くとも3月議会にはその方向性についてお示ししたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいところであります。

次に、議案第48号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に222万4,000円を追加し、14億7,451万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、介護保険事務事業と地域包括支援センター事務事業に係る人件費において、今年度の人事異動に伴う経費について所要の予算措置を講ずるもののほか、一般事務費で介護保険認定調査員が使用する公用車の購入費を追加するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第49号 平成23年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に1,535万2,000円を追加し、5,030万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、精算見込みによる人件費について所要の予算措置を講ずるほか、平成22年度決算剰余金を国民健康保険直営診療所を管理運営基金に積み立てるものであります。

歳入につきましては、診療所費、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第50号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に722万1,000円を追加し、6,831万円とするものであります。

歳出につきましては、一般会計でも御説明いたしましたとおり、子浦・荻市地内の国道に関する自歩道設置及び散田地内の県営圃場整備事業等に係る光ケーブル支障移設工事に伴う業務委託に要する経費を追加するものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金を充てるものであります。

次に、議案第51号 平成23年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、本年度の人事異動に伴う経費について所要の予算措置を講ずるほか、一般会計でも御説明いたしましたとおり、平成21年度決算において高料金対策補助金繰入要件である資本費、給水原価が基準値を超えたことに伴い、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

収益的収入では1,277万5,000円を追加し3億6,029万9,000円とし、収益的支出は447万6,000円を減額し3億4,872万9,000円とするものであります。

次に、議案第52号 平成23年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、本年度の人事異動に伴う経費について所要の予算措置を講ずるものであり、収益支出では31万1,000円を減額し6億2,294万8,000円とし、また資本的支出では670万円を減額し4億8,147万9,000円とするものであります。

次に、議案第53号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、オーダーリングシステム導入に係る国保特別調整交付金4,000万円を国保会計繰入金として追加計上するものであります。これに伴い過年度分損益勘定留保資金において4,000万円を減額し、総額を4,542万5,000円とするものであります。

続いて、条例関係について御説明いたします。

議案第54号 宝達志水町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例についてであります。

本案は、地域振興と雇用機会の拡大を図るため、対象となる事業区分を明確にし、設置に要した投資額等の基準を見直すほか、新規の地元常用雇用者を対象とする助成金加算を設けるなど、既存の企業等立地促進条例を廃止し、新たに企業立地促進のための条例を制定するものであります。

次に、議案第55号 宝達志水町国民健康保険直営診療所管理運営基金条例についてであります。

本案は、国民健康保険直営診療所特別会計における剰余金について、その健全な管理及び運営に資するために基金として積み立てることのほか、運用資金の処理、処分等を規定した条例を地方自治法第241条の規定により制定するものであります。

次に、議案第56号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、事務事業の見直しに伴い、児童福祉関連業務を福祉担当部門へ移管するとともに、保健業務を充実することなど、より効果的な住民サービスの提供を行う体制に整備するために組織改正を行うものであります。具体的には、住民課の児童福祉係を健康福祉課に移管するとともに、健康福祉課の保健担当部門を新たに保健予防課として改編するものであります。

次に、議案第57号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための町税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、個人住民税等不申告に関する過料の引き上げなどの関係規定の整備を図るため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第58号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、第1次宝達志水町総合計画に基づき、老朽化が進む町営住宅は順次取り壊すこととしており、今般、今池団地の一部及び吉野屋団地の取り壊しに伴い、同条例から名称及び位置についての該当箇所を削る改正を行うものであります。

次に、議案第59号 石川県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第60号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について、議案第61号 石川県市町村議会議員

公務災害補償組合同規約の変更について、以上3件につきましては、去る11月11日に野々市町が野々市市に市制移行したこと、これに伴い野々市市が加盟する一部事務組合の名称が変更されたことから、同日に遡及して規約の変更を行うものであります。

次に、議案第62号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、温泉施設古墳の湯の管理を行わせる指定管理者を指定するものであり、公募により提案された事業計画書の内容が施設の効果的かつ効率的な管理運営及び質の高いサービスの提供が図られるものと見込まれることから、宝達志水町北川尻の有限会社前園工業を指定管理者として選定するものであり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の指定の期間は、来年4月1日から向こう3カ年であります。

以上、本日提案いたしました議案の概要について御説明させていただきましたが、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（津田 勤君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○副議長（津田 勤君） ここで、議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○副議長（津田 勤君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○副議長（津田 勤君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） 柴田 捷でございます。

私は、防災行政無線、林道の維持管理、及び統合中学校の建設の3点について津田町長にお尋ねいたします。

初めに、防災行政無線についてであります。

今年は3月11日の東日本大震災、福島原発事故、9月には台風12号がもたらした紀伊半島豪雨による大水害などによって亡くなられた方、今なお行方がわからない方など、約2万名に及ぶ大きな災害が発生いたしました。改めて被災されました地域住民の方々が一日も早く復旧・復興されるよう願っております。

災害はいつ発生するかわかりません。災害発生時に住民を危険から守るには、自治体が早目早目に指示を出すことが第一と言われております。

現在は、国や県などから警戒情報など多くの情報が提供されております。これらに基づき、危険地域の住民が避難できる体制を確立する以外に対策はないのではないのでしょうか。過去に災害が少なかった当町の現状を見たときに、このたびの大震災、大水害によって防災対策の強化を強く感じたところでございます。

防災行政無線はほとんどの自治体で整備され、音声のみの一方向から音声にデータベースを加え双方向に行えるシステムが主流になっており、地域の特性に合わせた防災システムの構築が重要視されております。あわせて、電子メールや緊急速報、エリアメールなどと連動し情報伝達を強化している自治体もあるようでございます。

そこで、本町が計画している防災行政無線についてお尋ねいたします。

第1は、導入の目的、システム概要、導入といいますか開局時期、概算事業費についてお聞きをいたします。

第2は、放送内容と、全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTとの連携についてお聞きをいたします。

第3は、通信方式がアナログ方式なのかデジタル方式なのか、あわせてどちらにされたかの選定理由をお聞きいたします。

第4は、主要電源が停電した場合の停電対策と耐震対策についてお聞きいたします。

第5は、無線放送内容について、聴覚に障害のある方や放送を聞き逃したり、あるいは町外への通勤者等に的確に伝えることも大切であり、携帯電話やパソコンへの電子メールの配信サービス、または町ケーブルテレビとの連携を図るなど、情報伝達の強化が重要と思いますが、お考えをお聞きいたします。

次に、主要林道の維持管理についてであります。

当町には多く林道があり、それぞれに役割を担っております。中でも主要林道の宝達新宮線、所司原線、北谷線など7路線については今年度までの3年間、石川県の緊急雇用創

出事業補助金を受け除草、側溝清掃などを行っておりますが、水路やのり面、あるいは路肩等の崩壊などが多く発生しており、通行人や車両の安全確保に多くの課題があると思っております。

そこで、第1は、来年度以降の除草及び側溝清掃等についてどのように対処されるのかをお聞きいたします。

第2は、林道の維持管理や通行車両等の安全確保など、現状把握がされているのでしょうか。また、課題とその対策についてお考えをお聞きいたします。

第3は、所司原線については沿線には多くの美しい棚田をはじめ、大きな農地が存在をし、林道の荒廃がイノシシなどの鳥獣被害の発生につながり、耕作放棄地になりかねない状況になっております。このような状況の所司原線について整備を急ぐべきと思いますが、対策をお聞きいたします。

第4は、宝達山の観光ルートやあるいは集落間の連絡道路、あるいは林道の大きな主要の役割を担っております宝達新宮線についてでございますが、この道路はよく皆さんも御存じのとおりだと思いますけれども、亀裂とか安全管理とかあるいは安全施設の崩壊など非常に危険な状況になっております。このような状況をいつまでも置いておくわけにはまいりません。特に、この宝達新宮線については、先人の多くの方々がいろんな情熱やいろんな角度から整備されてきた道路でございます。そういう中であって、やはり計画的にでも整備しなければならない大きな大事な林道であるというふうに考えております。この林道についてもどういうふうにされるのか、計画的に整備されることを望んでおるところでございます。今後の整備計画についてお考えをお聞きいたします。

最後に、統合中学校の建設についてであります。

今年9月に開催されました町議会定例会において、統合中学校の建設地が示され、行政においては基本設計業務が、また教育現場では10月28日に第1回統合準備委員会が開催され、先月25日には2回目が開催されるなど、統合中学校建設に向けた協議がスタートいたしました。これが、時代を担う子ども達のために生徒たちの立場に立ち教育現場の望ましい環境整備になることを願っております。

そこで、お尋ねをいたします。

第1は、建設事業費についてでございます。先の定例会で25億円との答弁がございました。今までに様々な形で示されました措置とは億単位の差があるように感じております。財政厳しい折ではございますけれども、事業費節減の工夫をされていることと推察いたし

ますが、現在の2校の取り壊しや備品購入など、すべて含んでの25億円でしょうか。また、事業費の事業別、内訳別に財源ごとの概算額をお聞きいたします。

第2は、統合中学校開校後の維持管理について、現在の2校と比較をしてどのようになるのかお聞きいたします。

第3は、スクールバスについて、子ども達の通学時間を考え、効率的で安全・安心な運行が求められております。購入台数、購入費用及び維持管理について、教育委員会のお考えをお聞きいたします。

第4は、町財政について。地方交付税は合併後における算定特例期間が終了する平成32年度には、約5億円の減少が見込まれておりますが、中長期的に見て建設事業費、維持管理費などが町財政に及ぼす影響についてお考えをお聞きいたします。

第5は、基本設計業者の選定についてお聞きをいたします。

第6は、統合中学校建設スケジュールについて、不測の事態や新校舎での交流授業等に支障を来すことのないように建設を早めるべきと思いますが、お考えをお聞きいたします。

以上、私から3点の御質問をいたしましたけれども、よろしくお願いをいたします。

○副議長（津田 勤君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災行政無線についての御質問であります。

本年9月補正予算で同システムの基本構想策定費をお認めいただきまして、専門業者に業務委託し検討を進めております。

防災行政無線は、災害時における情報伝達の重要性に鑑みまして導入しようとするものであります。住民に対して防災に関する情報等をいち早くお知らせし、住民の安心・安全を図ろうとするものでございます。導入時期は、東日本大震災を受けまして新たな補助事業も創設される可能性もあることから、その動向を見極めながら検討してまいりたいというふうには考えております。

また、概算事業費であります。このシステムによりどのような機能を付加させるかによって経費も大きく異なってくるというふうには考えております。この業務委託の内容の中で、検討を進めてまいりたいというふうには考えております。

詳細につきましては、所管の課長から御説明させていただきます。

次に、2点目の主要林道の維持管理についての御質問にお答えいたします。

現在、宝達山系には、50路線の林道が開設されておりまして、その中でも、宝達新宮線、所司原線、北谷線、東間線、中尾平線、高津線、野田線の7路線は、平成21年度から今年度までの3年間、国の緊急雇用創出事業によりまして、除草作業あるいは側溝清掃等を実施してまいりました。

林道はその整備と維持管理をすることによりまして、森林の手入れが容易になったり、あるいは計画的な森林の育成ができ、森林の水源涵養、あるいは自然環境の保全、地球温暖化防止などにもつながるといふふうに考えております。近年は森林との触れ合い、森林浴など森林を訪れる人のアクセス道路としても、その必要性が高まってきております。

本町におきましては、そのほか集落間や棚田への連絡道路として、山村地域の生活にさまざまな目的で利用されておりまして、大変重要な役割を果たしておるといふふうに認識しております。

御質問の来年度以降の除草及び側溝清掃の対処策についてであります。この3年間は緊急雇用創出事業によりましてこれまでにない多額の経費によって維持管理ができたものでありますけれども、林道の重要性に鑑みまして、これまでと同等の維持管理ができればと考えているところでございます。幸いにして、この緊急雇用創出事業は東日本大震災発生に伴いまして、平成24年度も継続をするといふふうに伺っております。その予算の範囲内で側溝清掃、除草作業について十分効果が出るように活用してまいりたいといふふうに考えております。

次に、林道の維持管理、通行車両の安全確保と現状把握、また課題と対策についてであります。林道全般の現状把握につきましては、職員及び森林パトロール員の巡回によりまして、安全確保に努めているところであります。現在のところ、通行車両の安全も確保されているといふふうに考えているところでございます。しかし、所司原線の未舗装箇所と宝達新宮線の一部でのり面から土砂が流れ出ている箇所、あるいは路肩が決壊している箇所など危険な箇所もございまして、今後は林道の機能を維持していくためにも整備していかねばならないといふふうに考えているところでございます。そこで、所司原線につきましては、日常の作業に支障のないように、路盤の補修等を行うとともに、県単の林道事業として林道舗装整備を県に要望してまいりたいといふふうに考えております。しかしながら、舗装整備を行う場合には、勾配などの大変いろいろな条件もございまして、この道路につきましては、カーブとか勾配とか相当強いところもございまして、大変厳しいと思いますけれども、県に要望してまいりたいといふふうに考えております。

次に、宝達新宮線についてであります。終点の原集落から県管理の宝達新宮線までの区間においては、路肩が崩壊している危険箇所があります。通行車両などが安全かつ安心して通行できるような整備に取り組みたいと考えております。今後は崩壊している規模によりまして、町で対応する箇所と県へ要望していく箇所とで分けまして対応してまいりたいというふうに考えております。

またその他、路面の亀裂、安全施設の損傷箇所につきましては、日常の通行に支障をきたさないような対応をしております。また今後は、職員及び森林パトロールの巡視をさらに強化するとともに、危険箇所についてはバリケードや看板等を設置するなどして、安全の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、宝達山整備計画事業を推進する上で、宝達山を観光地として利活用、PRしていくには、山頂へのアクセス、道路整備が欠かすことができない大きな課題であります。まずメインルートであります主要地方道押水福岡線の改修・拡幅について、石川県に積極的に働きかけていきたいということが先決であろうと考えておりますので、差し当たりは、このメイン道路の1.5車線化について、現在のところ要望しているところでございます。

次に、3点目の統合中学校建設についての御質問でございます。

建設事業費25億円につきましては、建設に係る費用すべてを含むのかとの御質問であります。建設事業費25億円については2校の取り壊し、あるいは備品購入なども含めまして統合中学校建設に係る事業費すべてが25億円の中に入っております。

次に、財源面の概算見込みの額についての御質問でありますけれども、国庫支出金、起債、統合中学校施設整備基金で賄うものとしております。

次に、統合中学校の維持管理費は現状と比較してどのようになるかとの御質問ですが、統合することにより削減できるものと考えております。

なお、事業費の内訳及び財源内訳につきましては、基本設計ができ上がった段階で、中学校建設特別委員会及び議会全員協議会に御報告を申し上げたいというふうに考えておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

次に、スクールバスについての教育委員会の考え方については、この後教育長が御答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、建設事業費、維持管理費など今後の財政状況に及ぼす影響についてであります。建設事業費の主要財源として起債を発行することとしております。この起債額は財政健全化指標に及ぼす影響についてであります。実質公債比率、将来負担比率については上昇

することは避けられないと考えておりますが、その影響度につきましては基本計画ができ上がらなければはっきりしない、これはもう国の補助金の絡みもありますので、はっきりしませんので、これにつきましても基本設計ができ上がり次第また御報告させていただきたいと思っております。

次に、設計業者の選考についての御質問であります。設計業者の選考につきましては、指名型プロポーザル方式によりまして選考を行いました。選考の過程については、10月11日に、本業務が遂行可能と判断した設計業者5者を指名し、通知を行ったところ、4者から参加の申し出がありまして、11月7日に技術提案のプレゼンテーションを行いまして、建築の専門家を含めた審査委員会で厳正公平かつ慎重な審議が行われまして、11月14日に御報告をいただいたところであります。

次に、不測の事態に備え建設工事を早めることができないかとの御質問であります。一日も早く安全で安心できる校舎で生徒たちを学ばせたいという気持ちは、議員同様私といたしましても同じ気持ちであります。統合中学校建設事業は国庫補助事業でありまして、国庫補助金の内示後でないとは着工できないということもありますが、少しでも工期短縮できるように努めてまいりたいというふうを考えております。

今後の予定といたしましては、平成24年度に実施設計業務を行いまして、平成24年度中に国庫補助申請手続の内部事務を行いまして、平成25年度当初早々に国に対して国庫補申請を行い、建設請負契約についても早急に事務を進めて、1日でも早く着工できるように取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。あとは担当部課長から答弁させます。

○副議長（津田 勤君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

スクールバス購入費用と維持管理費用についての御質問でございますが、通学距離が拡大することからスクールバスの運行を行い生徒が通学に支障を来すことのないよう、最大限努力を行うことが教育委員会としての考えでございます。

スクールバスの購入につきましては、中学校統合準備委員会、先ほど議員御指摘のとおりでございます。現在、運行計画などについて検討していただいておりますので、その方針を参考にしてバスの台数、その維持管理費用等を確定させてまいりたいと考えておりますので、御了承くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（津田 勤君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 柴田議員の御質問にお答えします。

現在進めています防災行政無線同報系システム基本構想の策定は、電波伝搬机上調査やランニングコスト、屋外子局の配置検討、システム構成図の作成、概算事業費について専門業者に業務委託して検討を進めております。

システムとしては、親局である役場から集落に設置した子局に無線で情報を送り、スピーカーにより住民の皆様へ情報や危険をお知らせする、あるいは避難を促す等を行うものであります。

防災行政無線における主な放送内容は、気象情報、津波、土砂災害時の緊急放送、水防活動情報、そして定時ミュージックアラーム、そして全国瞬時警報システムなどが想定されます。特に全国瞬時警報システム、J-A-L-E-R-Tは消防庁が対象地区に地震情報、火山情報、津波警報、気象警報や武力攻撃の情報を瞬時に伝えるものであり、連動することができれば大変に有効な機能の一つであると考えています。

通信方式は、デジタル波で検討を進めています。御存じのとおり電波にはデジタル通信とアナログによる通信がありますが、アナログ波はノイズの影響を受けやすく、デジタル波はノイズの影響を受けにくく高品質で高機能な通信が可能です。そして最大のメリットは通信の多重化ができる、すなわち一度に複数の通話や通信を同時に送ることができることであります。また、地震や津波など大規模災害時には停電や携帯電話利用が制限されることがありますが、耐震性の確保を図ることは当然ながら、集落に設置する子局の停電対策のため、充電バッテリーによる補助電源の整備も重要であると認識しています。

防災行政無線に関する5点目の御質問ですが、火災発生時に消防団員に一斉メールが送信されたり、それから各小学校で緊急一斉メールの送信が行われておりますし、警察のほうでも防犯情報をメール送信していることは承知しております。

聴覚に障害をお持ちの方や町外通勤者に対する周知手段として、文字による情報伝達について、ただいま策定中の基本構想の中で携帯メールやファクシミリなど、文字による情報の配信やケーブルテレビとの連携についても何ができるのか検討を進めております。御理解を賜りたいと存じます。

○副議長（津田 勤君） 次に、3番 土上 猛君。

〔3番 土上 猛君 登壇〕

○3番（土上 猛君） 土上でございます。

私は今定例会におきまして、1点だけ町長にお聞きしたいと思います。

その内容といたしましては、町有施設の維持管理についてお聞きいたします。

本年度、23年度までは緊急雇用対策の施策により道路あるいは林道、体育施設など国の雇用によって草刈りなどを実施してこられてきたと思います。それでも不足部分は町のシルバー人材に委託あるいは業者委託、課によっては職員みずから草刈り、芝刈り、雑木の伐採など数多く施行されてきたと思います。課によっては大変な苦勞をされていることと思います。また、山間地帯へ行きますと若者が少なく、ボランティアによる草刈りもままならない状況でもあります。

このような状況の中、来年度のちょうど予算編成の時期でもございますが、先ほど町長の答弁にもありました緊急雇用対策が来年度も継続されるということでございますが、それ以上に財政が厳しいこの町、お金がなくてもきれいな町にしたいものでございます。

そこで、町長にお聞きしたいと思いますが、来年度からの道路、特に町道、広域農道、そして運動公園の体育施設など、そしてまださらに各公園がございます。そして学校、保育所などの町施設の外縁の維持管理、こういったところをどのようにお考えかをお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（津田 勤君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 土上議員の御質問にお答えいたします。

町有施設の維持管理に不可欠な除草作業などについては、平成21年度から国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用いたしまして、離職を余儀なくされた方々などを一時的に雇用しまして、専従として町有施設の除草など一連の作業を実施してまいりました。当初、この補助事業は今年度限りで終了するものと承知いたしておりましたが、先ほど柴田議員にもお答えしましたように、東日本大震災発生に伴いましてさらに1年間延長される予定であります。

議員御指摘のとおり、除草作業をはじめとする町有施設の維持管理につきましては、環境美化あるいは安全対策上の観点からも大変重要な業務であると認識しておりまして、町のイメージにも少なからず影響するものと理解をしております。

このようなことから、今後の維持管理につきましては、補助制度が活用できなくなった

場合にあっても、シルバー人材センターのマンパワーあるいは民間事業者の協力によりまして、計画的に一連の作業が円滑に実施できるように努めてまいりたいというふうに考えております。さらに各担当課の職員による自助努力も考えあわせ、快適な環境の維持に極力努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（津田 勤君） 次に、2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

○2番（久保喜六君） 久保喜六です。

今定例会において、2点お聞きしたいと思います。

まず初めに、今年の第1回定例会でも私が質問させていただいたと思いますが、町内未婚者に対しての結婚応援、婚活についてです。

町長も御存じだったと思いますが、去る11月20日に宝達志水町商工会青年部が主催しました婚活イベントについてお聞きしたいと思います。

このイベントは、スイーツde婚活パーティーイン宝達志水と銘打って、町商工会青年部が立案し開催いたしました。近年の町内の未婚化の進行と晩婚化の傾向を何とかしようということと、町外からの参加される女性の方に町のことを少しでも知ってもらおうと、慶次ロールと和菓子の練り切りを参加者が一緒になってつくることなどを主として行われた婚活パーティです。参加人数、男性が町内の方で16名、町外の女性の方が15名、結果が5組のカップルが誕生するということでした。初めてのイベントでカップル成立の確率がとてもよく、商工会青年部の方々もかなりの手ごたえを感じて喜んでおられたというのを私は見ました。

そこで、町長はこのイベントを御存じだったと思いますけれども、この結果についてどのような感想をお持ちでしょうか、お聞かせ願います。

また、今年の3月の定例会で私が質問した婚活イベントについての質問に対しての町長の答弁ですが、町長はそのときにどのようなことを実施すれば効果が上がるか検討を含め、今後考えていきたいと返答がありました。今回のこのイベントですが、町執行部の方が誰も見に来ておられなかったと、私は少しちょっと寂しい気持ちになりました。

そこでお伺いしますが、町として今後本当にこういうイベントなるものに対して検討する気があるのか、再度町長にお尋ねいたします。

また、隣のかほく市では、この人口減に歯止めがきかないことを重くとらえ、お見合いイベントの実施団体に最大50万円の助成をするなどの施策をとっております。当町でも今

後このようなイベントを行う団体に対して、町として助成金や支援を行ってはいかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせ下さい。

次の質問ですが、若者等定住バックアップ制度についてお聞きしたいと思います。

当町では、定住化、少子化対策の制度として3つの奨励金の制度があると思います。1つは、出産祝い金の制度、これは第3子以降に10万円というふうに聞いております。2つ目は、U・Iターン者奨励金。3つ目は、住宅新築等奨励金だったと思います。今年の4月から10月までの間の町内の婚姻数は21件、出生数が43人と聞いております。この状況を見て町長にお尋ねします。

今ある奨励金のこの制度の見直しをお考えでしょうか。先の質問でも言ったように、晩婚傾向が強い世の中です。婚姻された方に対し祝い金を出すという制度とか、既存である出産祝い金も、第3子からではなく第1子から祝い金を出すようなことも検討してみてはいかがでしょうか、町長のお考えをお聞かせ下さい。

以上でございます。

○副議長（津田 勤君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、先般、町商工会青年部が実施した婚活イベントスイーツ de 婚活パーティの感想についてであります。イベントには町内の男性16名、女性は県内全域から15名が参加され5組のカップルが誕生したというふうに伺っております。

他の同様のイベントでのカップル成立率が1割程度ということからすれば、まずは成功したのではないかというふうには思っております。願わくば、この5組のカップルの方々がめでたく結婚にまでこぎつけられれば、地域の活性化にもつながりますし、誠に大変喜ばしいことだと思っております。

なお、町といたしましてこのようなイベントを検討するのか、また町として助成金を交付する考えはないかということでございますけれども、今回の婚活イベントは、町は後援者という立場でとっておりましたが、助成金は交付しておらず、町商工会青年部の皆さんが独自の力で取り組まれたものでありまして、私が考える民間活力による地域活性化の取り組みのよい例ではないかなというふうに思っております。このことから、このような取り組みは今後、行政からの助成に頼ることなく民間が独自に取り組んでいかれることで、地域活性化の効果がより期待できると考えております。そしてまた、民間活力による取り

組みと町のふるさと振興施策がうまく連携できれば、より効果的な取り組みが作り出されるものと考えております。

次に、若者等定住バックアップ制度の見直しについてであります。

この制度は合併当時、住宅新築等奨励金、結婚仲人奨励金、育児奨励金、U・Iターン者奨励金がありました。第1次行財政改革の取り組みの中でそれぞれの必要性や効果などを検証しまして、制度の見直しが行われてきました。その結果、今年度は現在、住宅新築等奨励金、U・Iターン者奨励金及び平成20年度に新設した出産祝い金の各制度となっております。

なお、U・Iターン者奨励金につきましては、第2次行財政改革の検証の中でその効果がなくなったと認められることから、平成23年度をもって廃止することとなっております。平成24年度からは、これまでの見直しの結果から、現在最も効果的であると思われる住宅新築等奨励金と出産祝い金の2つの制度に絞りまして、定住化促進に取り組むこととしておりまして、また随時、制度を検証する中で新たな方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、ご提案いただきました結婚祝い金の創設や出産祝い金の拡充につきましては、いずれも定住化促進への効果がいま一つであるところから、現時点では考えておりませんが、今後の進捗によってどのようになるか、現在のところはそのような考え方で進めさせていただきたいというふうに考えております。

なお、若者の定住バックアップ制度の詳細につきましては、所管の課長から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（津田 勤君） 住民課長 羽多良英君。

〔住民課長 羽多良英君 登壇〕

○住民課長（羽多良英君） 久保議員の御質問にお答えします。

合併当初にありました住宅新築奨励金、育児奨励金、U・Iターン者奨励金、結婚仲人報奨金のうち、結婚仲人報奨金につきましては年間3件の実績しかなく、定住化の促進に効果がないと判断し、平成17年度で廃止しております。また、育児奨励金につきましては、行財政改革における検証の中で、財政状況を踏まえると3人目以降のお子様が生まれたときに10万円をお支払いすることが適当と判断なされ、平成20年度からこれを出産祝い金に改めております。なお、奨励金の昨年度の実績ですが、U・Iターン者奨励金で3件20万円、住宅新築等奨励金で8件480万円、出産祝い金13件130万円、育児奨励金23件127万円

となっておりますが、育児奨励金につきましては経過措置分であります。また、U・Iターナー奨励金につきましては、年間平均2、3件と実績が少ないことから、必要性がないと判断し、今年度で廃止することとしております。

なお、今後も継続する住宅新築等奨励金は、家を構えるということで定住化の促進や税収の面で効果的であり、少子化対策につながると考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上です。

○副議長（津田 勤君） 2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

○2番（久保喜六君） すみません。再質問をお願いします。

町長の御答弁、ありがとうございます。今の答弁でなんですけれども、うちの町としては人口の減少であったりとか、そういうものというのは物すごく、先ほど言われたように深刻だと思うんですけれども、民間の例えばそういう活力に期待してというのもわかりますし、制度というのはわかるんですけれども、何か町として本当にこのままでは、人口減というのは多分歯止めがきかなくなってくると思いますし、早急に制度の見直しとか、それですぐ効果が出るというのは難しいとは思いますが、例えば町が今取り組むことに当たって、今の制度云々も含めた上で、例えば何か人口減を止めるというような、そういうものの何か施策というか、そういうもののお考えがあれば、今の現状も踏まえての話なんですけれども、もう一度ちょっと、町長もしくは副町長でもよろしいんですけれども、もしお考えあればお聞きしたいと思います。

○副議長（津田 勤君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の再質問にお答えいたします。

今ほどの件でございますけれども、単独でその事業をやるよりも、先ほど御答弁しましたようにふるさと振興事業の中にそういうものを組み入れて、総合的にやったほうが効果があるんじゃないかなというふうに考えておりますので、何かそのような方向で考えていただければと、私どもも考えますけれども、そういうような方向で進めさせていただければというふうに思っております。

○副議長（津田 勤君） 次に、1番 寶達典久君。

〔1番 寶達典久君 登壇〕

○1番（寶達典久君） 寶達典久です。議長にお許しいただきましたので、一般質問を行います。

私はまず、行政評価の導入について、次に総合防災訓練の見直しについて、以上2つの主題についてお尋ねします。

まず、行政評価の導入についてお尋ねします。

行政評価というのは、地方自治体の事業について一般的に事業の主体者である役所が、効果や効率、また受益、また負担の公平性とか、そういう観点から自己評価を行う制度であります。財政が厳しい、経費が硬直化していると言われる中で、政治、産業、住民生活、いろんな面での環境の変化で、こういったものに対応していくための新しい事業も行っていかなければならないわけで、このための財源の確保を目指すために活用すべき制度でもあり、こういう意義がある制度であります。

ところで、導入して継続実施していくには、費用や労力の面で負担が大きい、こういうふうに考えております。持続可能なまちづくりが必要といわれますが、この持続可能性というのは新たに導入する一つの事業についても同じことで、これを導入して恒常的、また日常的な業務として継続可能な形を模索していただきたいと思います。

これは、私が導入についてお尋ねしているのは、第2次の行財政改革推進大綱の実施計画に明記されているからでありまして、これを書いたからやるとか、始めたけれども大変やからやめるとか、そういうのはつまらないことで、導入を表明したからにはやる、またやる以上は継続して続けていくという覚悟を持って当たっていただきたいと思います。

このような観点から、以下の質問を行います。

まず、評価の開始時期についてお尋ねします。先ほどの大綱の実施計画には、平成24年度から導入というように二重丸が打ってあるのですが、24年度から始めるというのは、この行政評価が始まる年というのがあって、1という、初めの年ですね、これについての評価を事後評価なので、次の年ですね、2の年に行うのですね。とすると、24年度から始めますというのは、24年度から23年度の評価を行うのか、または24年度からスタートで、その年の事務の事業の評価を次の年に行うということなのか、どちらかだと思うんですが、お答えいただきたいと思います。

次に、評価の対象になり得るものとして、役場ではどれだけの数の事務事業が実施されているかお尋ねいたします。

この数は、何百とかそういうオーダーの規模の数になると思うんですが、これをすべて

評価の対象にする、またこれをすべて対象にして今度やっていくから、今度はコンピューターのシステムを入れんならんとすると、これは本当に大変なことになってきて、システムを買う業者にあたる時には、業者のほうもいろんな準備システムの導入事例もあるでしょうから、そういうものを参考にして、こういういいもんがありますよと勧めてくれると思うんですが、そういうのを買っていたりするとまた新しく何百万円とかお金がかかったりするわけです。こういうのをなるべくお金がかからないで、無理なく続けられていけるように、すべての事務事業を評価の対象にするのは難しいと思うんです。極端な言い方をすると、課ごとに1つでも2つでも、そんなんでもいいと思うんです。無理なく、また少ない規模ではじめて、またみんなで情報を共有して運用していくとすれば、誰かがちょっとしたデータベースをつくってまとめれば済むんじゃないかと、素人考えではそんな気がしております。ということで、費用や労力の問題を考慮して、評価対象をすべての事業の中から抽出して評価を行う、こういうことが大切かと思うんですが、もし抽出を行ってやるとするとどのような基準でそれは行われるのかお尋ねします。

次に、第2次行財政改革大綱実施計画の本編、11ページに効果や効率性の観点からとありますが、その効果や効率性を評価するような技法というのは用意されておりますでしょうかお尋ねします。

次に、評価は以下のような複数段階の評価が考えられます。まず、事務事業の担当者また主管課、事業を直接実施した人自身が評価をする、これは1次的な評価。次に、全庁の役場の重立った幹部の方が総合的な施策方針に基づいて行う2次的な評価、また住民と行政が一体となったまちづくりを推進する、行財政改革大綱にもありますが、この方針に基づく観点から町民の方にも参加を求めて外部評価を行う、こういうような3段階の評価が例えば考えられると思うのですが、どのように考えておられますかお尋ねします。

次に、先ほど申しました2次的な評価、また3次的な評価、こういうことを行うには、評価者、評価の担い手はどのように選定するのかお尋ねします。

次に、評価結果は公表されるのか、もし公表するならば事務事業の関係者や受益者に不利な評価であってもそれを率直に公表し、事業の縮小や廃止に取り組む、そういう覚悟はおありでしょうかお尋ねします。

次に、行政評価は総合計画と連携させるのか、お尋ねします。一般的に事務事業が手段としてあるわけですね、その上位として大きな施策の枠組みがあります。これがまとめられたのが総合計画、政策の体系になっているわけですが、今やっている事務事業を目標で

ある総合計画に結びつけて、総合計画の理念、そういったものが実現される手段となっているのか、そういう評価をするために総合計画との連携はしていくのかお尋ねします。

ところで、まちづくりの一番の指針である総合計画、これについて職員の方は今どのような認識を持って活用しているか、業務に当たっておられるのかお尋ねします。

次に、個々の事務事業に対する評価、また行政評価制度全体の妥当性についてはどのように検証するのかお尋ねします。

次に、制度によって得られた評価、これを今後の施策立案や予算編成にどのように活用するのかお尋ねします。

次に、平成24年度からの導入と明示されているんですが、現在の準備状況はいかがであるのかお尋ねします。

次に、職員の方への制度の説明は行なわれているのかお尋ねします。

行政評価については以上です。

次に、総合防災訓練の見直しについてお尋ねします。

今年も例年のとおりに総合防災訓練が行われました。ところが、例年行われている訓練というのは、まず災害の状況に即した訓練になっていないと思います。また救助、また機材の操作の体験というのももちろん大事なんですけど、ああいう1カ所の現場に多くの災害対応機関が集まっている、そういう状況を目にすると、実際の災害でももしかしてこういう状況が起き上がることが可能なのかなど、そういう誤解をして安心してしまうおそれが住民の側にも、行政の側にもできてしまうおそれがあります。

こういう観点から、私は現行の総合防災訓練は余り充実したものではないなと思っておりまして、根本的な見直しをお願いいたしたく、以下の質問を行います。

まず、訓練の企画は何名で行っていらっしゃいますかお尋ねします。次に、訓練の経費は幾らかお尋ねします。

この企画、また経費の規模というものですか、今やっていることを改めてやっていくとなると、今恐らく数名の方がなさっていると思うのですが、ある程度人数をかけてやっていく、そうでないと1人の人に預けてしまって、それでいいものが新たに改善によっていでき上がっていくかということを考えると、やはり難しいんじゃないかと思っています。

次に聞いた経費のことですけれども、これはかければいいというものでなく、少なくともいけないことではあるんですが、今の訓練のあり方が私は十分ではないなと思ってますので、それに対して無駄な経費というのはかかっているのか、気になります。こうい

う観点でお尋ねします。

次に、現在行われている訓練は、1カ所の会場に動員された参加者が行う体験会や見学会に近いようなものであると思います。そして、町民や行政が災害時にみずからの立場に応じてとるべき行動の演習ができない、このようなことから内容を根本的に改める必要があると思います。この私の考えについて、町長の御所見をお尋ねします。

それでは、内容の改善というかあり方の一つの提案ということなのですが、なるべく実際の災害に応じた災害対応の体制をつくるために、災害にもいろんな種類がありますけれどもそうすると避難所がまずできて、当然災害の規模にもよるんですけども、避難所を設定する。また、そこへ逃げるための避難行動、そして避難所へたどりついた後の避難所の設営、また運営というのもまず第一に住民が助け合っていていかないといけないわけです。そのような訓練。また、災害対策本部を行政がつくるわけですが、その設置・運営訓練、また災害時災害対応業務、災害対策本部を設置した上での災害対策業務、こうした避難所また本部、そういったものの連携というのも考えながら訓練をやっていく、こうした訓練はいかがかと僕は思うのですが、いかがでしょうかお尋ねします。

次に、訓練のためにいろんな災害の種類、また被害の状況の設定というのを行うことになるのですが、こうしたことを考えるには、まず地域の情報が必要となります。先ほど申し上げた、御提案申し上げたような訓練を行うにしても、住民の参加が準備の段階から求められる。そのためには、自主防災組織の結成促進というのが望ましいと思います。現在の自主防災組織の結成状況、また結成促進計画についてお示してください。

次に、町民の防災に対する意識を高める手段として、役場で調べた標高情報を集落名の標示板に表示する、また記録や地域情報から収集した災害発生履歴、危険情報等を該当区域に表示してはどうかと思います。これはひとえにまず災害に対する意識、これを高めてもらうための手段として、普段からそういう危険情報であるとか、自分の住むところの地理情報が目に入る、頭に入る、こういう形をつくれればどうかなと思っている。ただし余りお金をかけずに、これも大切なことと思いますので、実施してはいかがかと思います。

以上、行政評価の導入について、また総合防災訓練の見直しについてお尋ねしました。

以上です。

○副議長（津田 勤君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 實達議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の行政評価制度につきましては、平成12年以降三重県で導入されて以来、比較的規模の大きな自治体を中心に導入が進められております。以来、導入自治体数は年々増加いたしまして、近年では形態は様々ではありますが、全国の多くの自治体で採用されているところであります。県内市町における導入済み市町数は、7市町ということでございます。

この行政評価制度は、行政が行う様々な事務事業について具体的な数値目標やあるいは計画を持って、この計画に基づいて事業を行いまして、その結果を評価しつつ次の実施にあたっての改善や選択をしていくという過程を経て、効率的で効果的な行政事務へ発展させていくためにはぜひとも必要な制度でありまして、行財政改革推進の観点からできる限り早い時期に導入してまいりたいというふうには考えております。

なお、詳細につきましては、所管の課長から御説明させますので御了承願います。

次に、2点目の総合防災訓練の見直しについてであります。

まず、訓練の企画は環境安全課職員6名と、宝達志水消防署と相談しながら行っております。訓練に要する経費は、訓練内容によって異なりますが、手持ちの資機材を利用したり、これは消防学校に保管してあるものでございますけれども、石川県が保有する機器、資材等借用するなど工夫をして実施しているところでございます。今年度の総合防災訓練に要した経費は、燃料費、消耗品・備蓄品費あるいは日赤奉仕団の材料費等含めまして、約20万円ほど使っております。

現在の訓練が体験会、見学会に近いとの御意見であります。総合防災訓練には多くの住民に参加をいただいております。災害時に役立つ体験を重視した内容としております。しかし、自主防災組織が行う独自の防災訓練の参考となりますように、さらに住民参加の訓練を多く取り入れて実施できるように見直しをしてまいりたいというふうに考えております。訓練内容について、これまでに災害対策本部の設置訓練、あるいは住民の避難誘導訓練は実施しましたが、避難所設置訓練や運営訓練は行っておりませんので、今後実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

また、総合防災訓練の準備段階や実施だけではなく、いつ起きるかわからない災害に備えるためにも、自主防災組織は大きな働きをするものと認識しております。本町において自主防災組織は、7つの集落、町会でも結成されております。具体的には紺屋町、北川尻、荻谷、荻市、子浦久保町、石坂、走入と、そのほかに5つの女性防火クラブとして宝達、菅原、敷浪、杉野屋、子浦を含めて12組織がありますが、新たに組織化を進めている地区

が複数出てきております。これらの組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し、防災知識を有するリーダー、現在防災士の方、現在7名いらっしゃいますが、その存在が重要であり、その育成・充実に今後も努めてまいります。また、自主防災組織の自主的な組織化に向けて、未結成の区長に働きかけるとともに、防災アドバイザーの紹介あるいは助言を行ってまいりたいというふうに考えております。

本町では現在、地域防災計画の見直しを進めていますが、この見直し作業の一部として、地域の標高などのデータ収集を行っておりまして、集落の平均的標高だけではなく、議員御指摘の集落名サイン、あるいは集落会館の標高も住民の防災意識高揚に重要な要素であると認識しておりますので、表示について検討してまいりたいと考えております。

また、過去の主な災害発生履歴については、明治以降の火災、水害、竜巻、台風、豪雨、雪害については地域防災計画に40件列記してあります。まずは、町誌により過去の災害記録の調査を進めまして、地域住民から言い伝えや文献などの情報を得て、安全・安心の向上に結びつけていきたいというふうにも考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○副議長（津田 勤君） 総務課担当課長 松浦敏昭君。

〔総務課担当課長 松浦敏昭君 登壇〕

○総務課担当課長（松浦敏昭君） 實達議員のご質問にお答えいたします。

まず第1に、評価の時期についてでございますけれども、これまでの経緯及び進捗状況を含めて御説明申し上げます。

本町における行政評価の取り組みにつきましては、平成18年度から導入について検討を行ってきたところでありますが、当時は先進事例も少なく、評価の活用方法やその効果も不明でありました。このことから、調書の記入自体が目的化することが懸念されましたので導入を見合わせていたところでございます。しかしながら、近年は国や県における導入に鑑み、平成21年度に財政健全化の取り組みの一環として60の事務事業を抽出して仕分けシートを作成し、この内容につきましては現況、目標、これまでの効果、今後の必要性について整理し、これらを内部評価することによって試行を行ったところでございます。本来ならば、この試行結果を踏まえまして速やかに実施段階に移行すべきところではございますけれども、翌年は行財政改革大綱の改定の年ということのため、休止いたしましたところでございます。

今後は、先の試行結果の点検を行うとともに、見直し評価対象を政策から事務事業までのどの部分で行うのか、また評価主体を内部評価とするのか外部評価とするのか、公平性の確保の問題、公表の仕方、実施体制など検討すべき点も数多く、他市町の事例を参考にしながら、再度の試行を経て実施段階に移行しなければならないと考えております。

このような状況から、議員御指摘の開始時期につきましては、第2次行財政改革大綱実施計画では平成24年度に施行、実施、稼働段階となっておりますけれども、現段階では先送りすることといたしております。

第2に、事務事業の数につきましては、現在の予算上で368事業ございます。この評価対象を全事務事業とするのか、抽出とするのかについてでございますけれども、町が行う事務事業には戸籍や選挙、統計など、国が法令によって自治体に委託している法定受託事務もございます。評価の対象はこれらを除いた自治事務を対象にすることになりますが、残るこれらの自治事務のすべてとするか抽出とするか、またその抽出基準につきましては、今後実施要綱を定める中で検討してまいりたいと考えております。

第4に、事務事業の効果や効率性を評価する技法についてでございますけれども、先の試行の際には、例えば事業に係る利用者数の推移など、事務事業の必要性や効果を判断し、当該事業の継続、改善、廃止などの方向性を検討いたしました。これにつきましても、今後実施要綱を定める中で再度検討してまいりたいと思っております。

第5に、評価を誰が行うかについてでございますけれども、評価は公平性、公正性を確保するとともに、住民満足度の向上を活かすため、また評価結果の確実な実施を確保するためにも、住民や第三者などの行政以外の視点を取り入れる必要があります。この評価者の選定方法も含め、近隣市町の実態を調査しながら決定してまいりたいと考えております。

第6に、評価結果の公表についてですけれども、本町では行政情報は公開を原則といたしております。住民への説明責任を果たすとともに、住民の立場に立ったわかりやすい公表方法を検討してまいりたいと考えております。

また、この評価結果が受益者に不利な評価であっても公表し、事業の縮小、廃止に取り組むのかとのことではありますが、当然評価結果を尊重しなければ公平、公正な制度運用ができなくなり、住民の理解が得られないものと考えております。

第7に、総合計画との連携についてでございますけれども、総合計画は議員の御指摘のとおり、まちづくりを進める上での根幹をなすものということで、町が整備する諸計画の最上位に位置づけされるものと認識いたしております。言いかえれば、現在行っている事

務事業はすべてこの総合計画の基本方針、基本計画と体系づけられていますので、行政評価におきましても当然連携させることを考えております。

また、総合計画の活用につきましては、計画期間である平成19年度から平成28年度までの10年間の中長期的事業の実施計画及び財政計画を策定するとともに、これらと整合性をとりつつ各所管において事業量を事業費を定め、予算編成や日常の事務執行にあたっていただいております。

第8に、個々の事務事業評価と行政評価制度全体の妥当性についてでございますけれども、行政評価は個別の事務事業の必要性や効果などを分析し、事業の改善を図っていくものであります。行政評価制度そのものも事務事業の一つでありますので、この制度の仕組みなどについても評価し、公平性、公正性が確保できているかを点検することによって、制度全体の妥当性が確保できるものと考えています。

第9に、施策立案や予算編成の活用についてであります。この評価制度は先に町長が述べましたように、事務事業に係る具体的な数値目標や計画をもって事業を行い、その結果を評価しつつ、次の実施にあたっての改善や選択をするという、いわゆるPDCAサイクルを経て事務事業の改善や予算編成を行うこととなります。

第10に、導入に向けての現時点での準備状況についてでございますけれども、先に述べましたように、前の試行結果の検証が十分にできていないということや、現執行体制の問題など、課題が多く残っている状況であります。現時点では実施に向けての準備ができていない状況であります。また、このような状況から、職員への制度説明についてもできていない状況でございます。

なお、現在は行政評価制度に類似するものとしたしまして、事務事業ごとに現状や課題、問題点、今後の対応方針などを整理した事務引継書と主要事業進行管理表を用いて、効果的、効率的な事務執行に努めているところでございます。

以上、行政評価制度に係る現状などについて述べさせていただきましたが、行財政改革推進、財政健全化を着実に進め、住民ニーズに沿ったより質の高い行政サービスを提供できるようにするためにも、できる限り早い時期に実施のための詳細を取りまとめたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（津田 勤君） 1番 寶達典久君。

〔1番 寶達典久君 登壇〕

○1番（寶達典久君） 総合防災訓練のことですけれども、私当日は消防団に入っていま

すので、第2分団の担当であったAEDの手伝いとか、そんなのもやる予定やったんですけども、当日体験の現場へ行ってみたら、消防の方もおいでだと思うんです。消防の方と第2分団一緒に担当、そんなのになっておったんですけども、行ってみたら消防の人らがもう私らがやりますからいいですよと、そんなこと言われても私どもは当たっていますからということで、お手伝いするということを申し出たんですが、いいからということで、結局第2分団はすることがなくなりました。やることと云ったら、外におるだけです。みんなと一緒に何かしたり、消火器の訓練したりとか、非常食を食べたりとか、そういうことで過ごしています。

それで、アンケートをおとりになったと思うんですが、その中に消防団の悪い評価で、会場におってもだらしのないわいね、あの人はと、何しとらいねってそんなんきつとあると思うんです。私らもそんなん嫌やもんで、消防団呼んでやれんたら意味のあるお手伝いとか、参加意義のあるような活動ができるような、そういうことをまず考えて欲しいんです。

それと、そういう訓練行って、ほかに行った方にも聞きましたけれども、あの訓練よかったねとか言っている人、一人も私聞いたことがありません。だから、これはちょっとやめましようと言ったんですね。行ってよかったと喜ばすために訓練やっているわけでは当然ないんですが、行ってよかった、訓練に対してそんなふうにするということは、充実した訓練ができたかどうか、そういうことを話し合うわけです。それが、私一人も聞いたことないということは、誰もあの訓練には意味があるとは思っていません、はっきり言って。なので、やめましようあんなのと思って質問しましたが、今の御答弁聞いていると来年も同じような形になるようなお答えだったかと思うんですが、もうちょっと考えていただけないかなと思って、町長さんにお尋ねします。

以上です。

○副議長（津田 勤君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 實達議員の再質問でございます。

今回の中で、AEDのところは第2分団が入っておったにもかかわらず、現場へ行ったらほかの消防署の職員の方がすべてやってくれたということなんです、今回の総合訓練やるに際しまして、消防団の方々と協力してやるということで、当然、消防署との協議もいたしましたし、消防団の幹部の方々と協議もいたしました。そして、各分団にそれぞれの仕事をお願いしたというところでございます。

実際に現地でどのようなことになっていたのかという部分については、議員その場においてやったのでございますが、AEDの部分については消防署の方々のほうがよく御存じだったということなのか、その辺はわかりませんが、今後はそういったところ、しっかりと各分団に割り当てた業務についてはその分団に責任を持ってやっていただこうと、そういうものがより実のある訓練につながると、このように考えております。来年度以降もそういったことに注意しながら進めていきたいと思っております。

それから、先ほどの中にアンケートを実施したという結果のことでもございましたが、実を言いますとちょっと手持ちには持っておりませんが、記憶では30件ぐらいのアンケート回答がございました。その中には、今回新たに取り入れた種目といいますか項目、その評価が大変評判よかったと、来てよかったという言葉もいただいております。もちろん、だらだらと長いねといった評価、こういうのはいかんよという評価もあわせていただいております。そういった評価をいただいたものを翌年度に反映していきたいということを思っております。

以上です。

○副議長（津田 勤君） 一般質問の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後は1時から会議を開きます。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○議長（北本俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番 守田幸則君。

〔9番 守田幸則君 登壇〕

○9番（守田幸則君） 貴重な時間をおかりし、私から3点について町長及び担当課長にお尋ねをいたします。

まず初めに、若者定住促進についてであります。

宝達志水町の人口は、平成17年の国勢調査によりますと1万5,236人、それが平成22年度の国勢調査によりますと1万4,281人と、この5年間で955人の減少となっております。

その原因には、町外への転出が超過している社会減が大きいものの、出生数が死亡数を下回る自然減の傾向も加わっており、我が国全体が人口減少社会に入っていることを考え

ると、かつてのように人口の増加を望むことは、やや現実味が薄いというものの、しかし地域の活力を考えると、人口減少に対する対策はますます重要になってくるとも思います。

人口増加は、様々な施策の取り組みの総合的結果とも言えますが、当町ではすぐれた立地環境や豊かな地域資源を最大限に取り入れた取り組みが求められております。団塊世代の大量退職や、田舎暮らし志向の高まりなどを踏まえ、若者世代を中心とした都市圏移住者を宝達志水町に誘導し、その定住を促進することにより、町内の地域コミュニティの担い手の確保や消費需要の拡大などにより、地域振興を図ることが必要であるとも考えます。

また、町内の近隣市町の集合住宅に生活をしておられる若い世代の方々に、宝達志水町の子育て支援策や環境助成金制度、就学環境、通勤環境などを知ってもらい、当町を一戸建て住宅新築の場所に選んでもらうことが必要であります。合併後に策定された当町のマスタープランであるまちづくり計画では、平成27年の人口見通しは1万5,200人としているところでありますが、現在全国的に人口が減少していくという予想の中で、当町においてもその流れが進行しており、人口の減少に歯止めをかける施策が強く求められております。宝達志水町が誕生して7年目の当町において、町おこしとしてふるさと振興室を設置し、オムライスの郷と題してプロジェクトを展開しております。このようなことも、当町を知ってもらうよい機会かと思えます。

また、若者等定住バックアップ条例など、その他の施策があります。午前中の久保議員の質問の中にもありましたが、他の市町では次々と新しい施策を考えていく中、当町はいま一つ目新しさがないようにも思います。以前にも申し上げましたが、例えば、40歳以下であれば当町で住宅を新築したら、現在は120平米でしたら3年間、固定資産税を2分の1に減額をしております。それを全額免除しますとか、現在第3子から無料の保育料を第2子から無料にしますとか、もともと転入者がいない、住宅がないものと考えれば、逆にこのような新しい施策で人口が増えれば住民税、地方交付税などの増収や町の活性化につながるのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。第1点目として、保育料を今後、現在の第3子からではなく、第2子から無料化した場合の人数及び影響額、第2点目として、来年度見直しが予定をされておられる固定資産税はどのように考えておられるのか。

第3点目として、若者が定住するには若者の意識、考えを考慮する必要があると思えます。そこで、縦割り行政ではなく全町挙げた若い職員を中心とした若者定住推進室なるも

のを立ち上げ、新たなる他市町にはない取り組みを考え、町の活性化を図っていけばよろしいのではと思いますが、いかがでしょうか。

また、これにあわせて、町長の考える宝達志水町の5年、10年、20年後のビジョンについてもお示しいただければと思います。

次に、宝達山整備計画についてお伺いをいたします。

去る11月2日の建設工業新聞上において、2012年度に宝達山開発整備事業に係る実施計画を策定する旨、掲載をされておりました。その中で、目標として2013年4月から能登有料道路無料化や、2014年末の北陸新幹線金沢開業を見据え交流人口の拡大を目指すとなっております。現在、宝達山山頂周辺30万平方メートルを測定しており、現状を把握した上で来年1月に第1回目の検討委員会を開催し実施計画を策定、2013年から予算執行に反映となっております。

御案内のとおり、宝達山は水源の森100選にも選ばれた能登最高峰の山ですが、この山は当町のみならず、かほく市や津幡町、お隣富山県の高岡市などにも接しております。開発整備のコンセプトを考えれば、町単独で行うのではなく、石川県はもとよりこういった近隣市町と連携をしていくことが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

また、検討委員にはどのような方々が選ばれたのか。大規模な開発整備をするに当たり、相当額の整備に係る費用が見込まれると思いますが、今後の工夫、努力でなるべく財政支出を抑制しながら、その投資が生かされるようなよい整備、よいまちづくりができるように期待をするものでもあります。

第3点目に、去る11月29日に羽咋郡市建設業協会による河川パトロールがありました。私も以前に宝達川の質問をした経緯があり、参加をさせていただきました。

米出海岸から宝達集落まで、歩きながら河川の状態を見ることができました。箇所によっては、中州に土が1メートル以上たまっているところ、護岸ブロックが破損をしているところなど何か所かありました。その中でも驚いたのが、護岸が玉石や石積みのところがあって、護岸の高いところは5メートル以上あるのに対して、JR七尾線、国道471の上は極端に護岸が低くなっており、宝達川沿いの方々が豪雨の際すごく心配であるという声を改めて実感をしてきたところであります。そこで、現在休止状態になっている二級河川宝達川改修期成同盟会を再度再開をし、天井川の床下げが無理であるならば、相見川のように河口から川幅を広くし、古いブロック護岸や石積み護岸のところはコンクリート護岸にかえ、護岸の低いところは高くするなど、真剣に検討していく必要があるのではと思

ました。

以前には、時間雨量50ミリ級の豪雨に対する降水流下能力は確保されているとのことでありましたが、今日ではいつ何どきゲリラ豪雨のように、時間雨量50ミリを超える大雨が降っても不思議ではないのが現実であります。

そこでお聞きをいたします。宝達川の護岸ブロック及び石積み護岸は、いつごろ工事をされたものなのか。かなり老朽化しているように思いましたが、耐用年数などがあるのか。この二級河川宝達川改修期成同盟会を開催し、県への要望活動が必要と思いますが、お考えをお聞きし、私の質問を終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 守田議員の御質問にお答えいたします。

まずは、1点目の若者定住対策についてであります。

まず、固定資産税関係についてお答えさせていただきます。

現在、新築された住宅に対して、一般の新築住宅については3年間、その床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の家屋については、120平方メートル分に相当する固定資産税の税額を2分の1に減額する政策減税がとられているところであります。御質問の、この新築軽減を行った残りの部分についても町独自による減額の予定はないのかとのことでありますが、新築住宅に対する町独自の施策としては、若者等定住バックアップ制度の中で、住宅新築等奨励金による措置を行い、昨年度一部改正をしましてその拡充を図ったところであります。

なお、この減額に係る動向を見ますと、他県においては減額措置を拡充している団体も少し見受けられるところであります。御提案いただいた内容については、近隣の市町の動向を参考にしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、若者定住推進室等の立ち上げに関する御質問であります。現在、若者定住促進のための事業の一環として、先にも答弁させていただいた若者等定住バックアップ条例に基づく奨励金や祝い金の支給のほかに、雇用機会の創出として企業誘致対策、子育て支援事業の推進などを各種事業を関係部署において取り組んでいるところであります。

しかしながら、いずれの自治体にも言えるように、人口減少に歯止めをかけ、さらに若者の増加のため、これが効果的であるというような結果にはなかなか導けない状況であることから、今のところ専門部署の設置までには至らないものと認識しておりまして、各課

横断的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

5年、10年、20年先のビジョンにつきましては、町の総合計画にもありますように、住民一人一人が住みよさを実感し、誇りを持って未来を語り、そして若者たちが行き交う、そうしたまちづくりを思い描いており、その実現に向けて今後も各種施策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、保育料を第2子から無料にした場合の人数や金額、24年度見直しの固定資産税の考えに関しましては、各所管の課長から説明させますので御了承願います。

次に、2点目の宝達山整備計画についてであります。今年度は、山頂周辺を対象にした測量業務を実施しまして、現状を把握しているところであります。今後は、1月中に検討委員会を設置しまして、ハード整備及びソフト事業のほかに、交流人口の拡大に向けた施策などについて御意見をいただきたいと考えております。

また、委員として、学識経験者や林業、観光団体関係者、商工会、区長会代表などをお願いするほか、一般公募された委員の方を加えまして、10人ほど委嘱したいというふうに考えております。委員会は来年9月までに3、4回開催しまして、10月ごろには提言をいただく予定にしております。

次に、他市町との連携についてであります。宝達山は平成7年に林野庁の全国水源の森100選に認定されております。宝達山系の豊かな自然の恵みは、本町はもとより、かほく市、津幡町のほかに、富山県側の高岡市、氷見市など、広く農林業や日常生活に大きな恩恵をもたらしております。こうしたことから、宝達山を大切にしたいとの思いは近隣市町も同じであると思っておりますので、宝達山へのアクセス、道路整備促進あるいは里山保全など近隣市町の協力も得ながら整備を進めるほか、交流人口の拡大に向けまして宝達山で実施するイベント情報を近隣市町にも発信するなど、関係市町との連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の二級河川宝達川の整備についてであります。護岸ブロック、石積み護岸はいつごろつくられたのかとの御質問ですが、宝達川を管理しております石川県中能登土木事務所に確認いたしましたところ、昭和31年から昭和60年にかけて随時整備したものということでございます。また、耐用年数の規定はございませんで、護岸が崩壊した場合には災害復旧工事で復旧したり、軽微な損傷などは部分的に修繕を行っておるということでございます。二級河川宝達川整備促進協議会につきましては、平成13年度に設立総会が開催されまして、宝達川を床下げするなどの河川改修をする案などが協議されました

が、その後、休止状態になっているところであります。

しかしながら、今年の台風12号、台風15号の被害状況の映像を見るにつけて、県においては宝達川の改修は終了しているとは言っておりますが、ブロックのかさ上げ、老朽化した部分の補修など、まだまだ改修しなければならない部分もあることから、地元において二級河川宝達川整備促進協議会を再開していただき、町は協議会と一緒に県に対して要望活動を実施してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 住民課長 羽多良英君。

〔住民課長 羽多良英君 登壇〕

○住民課長（羽多良英君） 守田議員の御質問にお答えします。

保育料を第2子から無料にした場合の人数、金額の質問にお答えいたします。

11月現在で、第2子の児童数は約80名であり、第2子の保育料は基準保育料の半額となっているところから、ごく平均的な5階層で、1カ月当たり1万2,100円の保育料となっております。1年間の児童数に対する第2子の保育料は約1,161万6,000円となります。

また現在、県内の市町で第2子からの保育料の無料化を行っている市町は、どこにもない状況でございます。

以上です。

○議長（北本俊一君） 税務課長 溝口和夫君。

〔税務課長 溝口和夫君 登壇〕

○税務課長（溝口和夫君） 守田議員の御質問にお答えします。

24年度見直しの固定資産税評価替えについての御質問であります。固定資産税は毎年1月1日に登録されている固定資産の価格、すなわち適正な時価を課税標準として課税されるものでございます。

平成24年度は、土地、家屋について3年ごとに価格を見直す評価替えの年度にあたります。この評価替えにあたっては、総務大臣の定める評価基準に基づき行うこととされ、今般、固定資産評価基準の一部が改正され、平成24年度分の固定資産税から適用することとされたところであります。

その結果、土地については、依然として下落基調が続いていることから、その地価動向により、宅地及び宅地比準雑種地の評価額については、下がるものと見込んでいるところでございます。

また、家屋については建築物価動向により、在来分家屋の評価替えの価格算出に用いる再建築費評点補正率が見直しされ、木造家屋にあつては0.99、非木造家屋にあつては0.96となったことから、家屋の評価額についても下がるものと見込んでいるところであります。

なお、平成24年度固定資産税評価替えにあつては、土地、家屋それぞれについて評価見直しの準備を進めているところであり、適正な評価、課税に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 9番 守田幸則君。

〔9番 守田幸則君 登壇〕

○9番（守田幸則君） 先ほどの答弁の中で、若者定住推進室なるものをつくればどうかという答えの中で、現在はさまざまな条例があると、子育て支援策においてもバックアップ条例等にもあるというようなお答えの中で、各部署でやっているというようなお答えであったかなと思うんですけども、私質問したのは、この縦割り行政の中でやるんじゃないかと、そういったものを一つにまとめて行えばどうかという意味も含めて質問をしておりますし、果たして今あるそういったものが、今現実の状況として本当に意味があるのかなかというものを、やはり考える時期に来ているのかなというような思いもいたします。午前中の久保議員の質問にもありましたし、また、今ほど保育所の子どもを第2子から無料にした場合、80名の1,161万6,000円というようなことでありましたが、現在、3子目からは無料なんです。けれどもこの3人が保育所に同時に入っていないと、3人目が無料になりません。おそらく、3人目のお子さんて何人いるのかなと。聞いたところによると、4名程度ということも聞いております。そういったことを考えたとき、この子育て支援、少子化対策、少しでも子どもを育てる親御さんのそういったものを軽減するに当たっては、やはり第2子から無料にするのか、この2分の1をさらに2分の1にするのか、そういったことを検討していく必要があるのではと思いますし、やはりこれからの若い人のことは、若い人でなければわからない部分も大いにありますので、その辺を含み取りをいただき、前向きに僕は考えていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それと、住宅の固定資産税、今現在2分の1減免されているもの、これは前向きに検討してくださるという答えであったかなと思っております。そもそも、もともと住宅がないという考えでいけば、4年後から満額いただけます。もともと予算づけのされていないも

のでありますのでと考えると、決して負担になるようなことでもないと思いますので、前向きな検討を今後またよろしくをお願いをしたいと思います。

それと、宝達川の玉石護岸、石積み護岸、そしてコンクリート護岸、3種類あります。先ほどの答弁の中で昭和31年から60年にかけて改修をされたものというようなお答えでありました。耐用年数等々あるのか、あるようでないような形なんです。私もいろんなところに確認をしてきましたけれども、目安として30年が目安であるというお答えもいただいております。それでいくとどうに越えておる、けれども30年過ぎたからだめなのかといったら、そういったものでもないようなお答えでありました。この川の流れの強さ、弱さによって耐用する年数が変わってくるとの答えでもありました。しかしながら、昭和30年から60年の間にかけて整備されたものは、もう既に30年以上、当然平成の時代にもなっておりますので、五十数年たっていると考えれば、やはり改修の時期に来ていると思いますので、先ほど期成同盟会を再開し、要望活動を行っていくというようなお答えもいただいております。どうか早い時期で開催をされ、積極的に要望活動を行えるようお願いをしたいと思います。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 守田議員の再質問にお答えいたします。

子育て支援あるいは固定資産の減免につきましては、財源的に余裕があれば策は幾らでもできるわけなんですけれども、私の基本的姿勢はあくまでも財政の再建、健全化というのを主眼に置いて事業の取捨選択をしながら進めておるということで、なかなか幅広くできないというのが現状でございます。一応目安としましては、借入金の200億円以下、それから公債比率の18%以下を目指してやっているわけなんで、あともう26、7年ごろまで我慢していただきたいなというふうに思っております。あくまでも財源の限られた範囲内でやりくりしながらやっておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

また、宝達川の改修それから耐用年数等につきましてでございますが、先ほども守田議員のおっしゃられたとおり、宝達川につきましては降水流域能力が一応時間雨量50ミリメートルということで、一応当面は大丈夫だというふうに県のほうで言っておりますけれども、今年の夏の西日本の太平洋側のゲリラ豪雨からみれば、やはり時間雨量で80ミリを超えるというようなものもありますんで、県のほうには対処は積極的に改修工事について要望してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（北本俊一君） 9番 守田幸則君。

〔9番 守田幸則君 登壇〕

○9番（守田幸則君） 若者定住策においては、財政再建が一番であるということでありました。これ、誰しもが当然わかっていることであって、その間において26年から27年まで我慢をして欲しいとのことでありましたが、人口は着々に減っていきます。若い人が着々に町外へ出ていきます。そういったとき、振り返ってもっと人口が減ったとき、取り返しのつかないことにならないように、ただやみくもに予算をつけるんじゃなくて、予算をかけなくてもできることもあると思います。そういったことを真剣に考えながら、5万円も予算であり、1,000万円も予算であります。そういったことを考えていかなければ、この子どもたちを産んでくれる若い世代の人たちがいなくなったら、人口の減少に歯止めが、とまらないという事態にならないように真剣に取り組んでいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下5点について一般質問いたします。

まず、町の第5期介護保険事業計画についてお聞きします。

昨年6月、第5期介護保険事業計画に向けて、日本共産党の国会議員団が介護保険の全国実態調査を行いました。

全国にある3,000の介護事業所にアンケート用紙を郵送し、652の事業所から回答を得ました。また、全国の140の地方自治体へもアンケートを郵送し、128の自治体から回答を得ました。また、利用者や家族の方々からアンケート用紙が掲載された日本共産党のホームページ、これへ意見を募り、167の応募がありました。

調査結果の概要を少し紹介しますと、介護事業者からの回答でこういうのがありました。

訪問介護、通所介護、居宅介護支援のこの3事業所からは、介護サービス利用者が利用料金の負担が重くてサービスを抑制している人がいる。こう回答されました。これは、76.2%の事業者が回答しました。実際に、要介護1の80代の男性は、週2回のデイサービスを利用していたが、食事の実費負担になってから生活を切り詰めるために冬の灯油代金を節約している。室内は10度前後、冬です。こういう声を寄せていました。

2005年10月から導入された食費・居住費の全額自己負担化が、低所得者の高齢者や家族

に深刻な影響を与えていることが明らかになりました。また、居宅サービスの充足状況については、介護事業者の意見は、こういうのがあります。サービスが足りず、我慢を強いられている人がいる。こう答えた人が6割近くもいるんです。実際に60代で要介護5の女性は、夫と二人暮らしで、夫が建設業で朝早く出て夜帰宅、本人は寝たきりで週2回のデイケアと週1回の訪問入浴を利用している。これまで昼と夕方の1日2回のホームヘルプサービスを利用していたが、介護報酬改定で身体介護の単価が上がって事業所加算もあり、これまでどおりだと限度額を超えてしまうので、サービスを削減してホームヘルプサービスを1日1回とした、本人はできるだけ、そのために水を取らないようにされていると回答しています。

このように、貧しい年金や、家族のリストラなど生活実態がつづられて、重い利用料金負担に苦しみながら老老介護、老親介護など厳しい家族介護などを余儀なくされている体験が数多く寄せられました。これらの体験は、特別な地域の方の特別な体験ではなく、我が町の介護保険利用者の御本人、御家族からも同様な悩みを聞かされます。

さて、介護の必要度が高まっているときに、国は介護サービスを受けることを無理やりにやめさせようというひどい制度を今回、介護保険制度の中に紛れ込ませようとしています。介護予防・日常生活支援総合事業がそれであります。これを導入するかどうかは、自治体の判断で決まります。聞いたところによりますと、一部の自治体の中には、総合事業による給付費の抑制、保険料上昇の緩和への期待もあることは想像できますが、要介護認定で支援が必要と認定された高齢者から、本来受けられるサービスを取り上げて安上がりサービスを無理やり押しつけるなど、重大な権利侵害であります。総合事業を導入しないことを求めますがいかがですか。

次に、今年度通常国会での介護保険法改正で、第5期事業計画に高齢者の実態調査、意見集約の仕組みができました。高齢者の生活実態や介護ニーズをつかみ直すことが重要であります。第4期事業計画との違いの一つは、参酌標準が廃止されたことでもあります。つまり、特養などの施設をどれだけ増設し、介護軽度者の扱いをどうするのかはすべて自治体の裁量に任されたということでもあります。そうであるからこそ、高齢者の生活実態と介護ニーズ把握は重要です。この実態調査やニーズ調査はどのように行われたのか、サンプル調査で終わらせたのか、それとも高齢者一人一人の日常生活圏域での悉皆調査を行ったのかお聞きします。

次は、介護保険料についてです。厚労省は第4期の1号保険料の全国平均4,160円を、

第5期には5,000円を超えると試算しています。介護給付費の増加分を高齢者の保険料負担に転嫁するのは、もはや限界であります。今回の法改定で取り崩しが可能となった財政安定化基金や介護給付費準備基金、そして一般会計からの繰り入れで保険料引き下げに充てることが求められます。いかがでしょうか。

また、日本共産党の国会議員団の行った実態調査でも明らかなように、介護保険を利用しないのではなく、利用できない現状があります。県内でも多くの自治体が行っている介護保険料や利用料金の市町村独自の減免、減額免除制度の創設が求められますが、いかがでしょうか。

次に、経済的困難に陥った町民が、安心して病院に受診できるためにはどうしたらいいのかの提案的質問を行います。

実は、働いていて保険料を納めていても、窓口負担が高すぎて医療機関にかかれない、こんな深刻な実態を全日本民主医療機関連合会が、今年3月に記者会見して明らかにしました。加盟病院のソーシャルワーカーが、昨年4月から1年間に受けた医療・介護費の相談事例など、45都道府県3,029件について調査し、分析したものであります。

調査結果では、医療費が払えない、もしくは支払いに不安があると回答した方の中で、保険料の滞納はしていないという方が3分の1を占めました。これまでは、国民健康保険の保険証を持つ人が、高過ぎる保険税が払えずに窓口負担も払えないことが問題でありました。今回はそれだけでなく、被用者保険、例えば政管健保などに加入し保険料を納めていても窓口負担が払えない、こういうレベルまで下がったのであります。被用者保険に加入する労働者が低賃金で医療費が払えない相談が増えているのであります。失業による困窮が広がっています。失業の内訳のトップは解雇です。解雇の理由で一番多いのが病気です。失業で収入が断たれ、受診できずさらに病気が悪化する、そんな悪循環が調査の結果から浮き彫りになりました。

失業者が300万人を超えて、非正規の労働者が全労働者の3分の1、1,700万人を超えている社会ですから、当然導き出される結果であります。決して都会だけではないこと、我が町にも共通して起こっているということを強調したい。2008年の報告ですが、厚生労働省でさえも、病院の未収金の保険者別で見ても国保の42%、病院の未収金の保険者別、国保の42%に次いで政管健保が11%あります。その中で、厚労省が判断した悪質滞納、こう言われるものは8.4%です。そして、医療費を支払うだけの資力がないと厚労省が判断したのは、今御紹介した悪質滞納の約倍の17%であります。それだけ貧困が広がってきてい

ることを認識する必要があります。

さて、国民健康保険窓口一部負担減免制度は、当町で2年前に正式につくられましたが、利用状況をお聞きします。また、町民すべてが安心して町立病院である志雄病院に安心してかかるために、社会福祉法第2条第3項第9号に定める第2種社会福祉事業の届け出を行い、知事の認可を受け、無料低額診療事業を行う考えはないかお聞きします。

次に、国民健康保険税についてお聞きします。

国保税は、この20年間に全国で1.6倍、1人当たり平均3万円も値上がっています。しかも、所得が下がっているのに税金が上がっています。近いところで見ても、石川県の平均ですが、2008年と2010年の国保税の課税標準額、課税標準額というのは総所得から33万円引いた額です、課税標準額を比較すると、10万円以上も下がっています。国民健康保険法は第1条で、社会保障及び国民保険の向上を目的に掲げています。しかし、それを目的に掲げながらその制度が国民の生活苦に追い打ちをかけて、人権や命を脅かすような状態になっています。こういうことがあってはなりません。

実は、2年前民主党は、政権交代が実現したら国保会計に9,000億円の予算措置を行って国民の負担軽減を図ると、国会でも主張していました。ところが今は、自民党、公明党政権と同じ際限なき負担増路線に足を踏み入れています。

さて、実態を伺います。町の国民健康保険医療費は、県内でトップクラスです。その原因をどう見ているか、そしてその原因にどう対応しているか伺います。

次に、国民健康保険に加入している世帯の方々は、どれだけの所得の世帯の方々なのか、これをお聞きします。まず、所得ゼロという世帯の方は何世帯あるのか。国民健康保険加入者で、所得ゼロから所得33万円の世帯は何世帯あるのか。所得33万円から所得40万円までの世帯は何世帯あるのか。所得40万円から所得80万円までの世帯はどれだけあるのか。所得80万円から所得100万円まではどれだけあるのか。国保世帯2,003件中、所得100万円以下の世帯の割合はどれだけかお聞きします。

低所得の方々が加入しているのが国民健康保険であります。国民健康保険会計への国庫補助が以前50%だったものが、今では2割台になっています。保険税の納付も生活苦とともに限界を超えています。そのため、一般会計から国保会計に法定外の繰り入れで、国保会計を維持している県内の自治体も増えてきています。県内ではどれだけの自治体が一般会計から国保会計への法定外繰り入れを行っているのかの詳細をお聞きします。

ちなみに一昨年は、かほく市が一般会計から国保会計に7,500万円繰り入れています。

昨年は、津幡町や内灘町で数千万円繰り入れています。どこも大変な財政の中で行っている、私は心の問題だと思います。財政問題を理由に、低所得の方々にこれ以上の負担を押しつけるやり方を改める必要があるのではないのでしょうか。他町のように、保険税引き下げの目的で一般会計から国保会計への繰り入れを行う必要があると思いますが、いかがでしょう。

次に、不況対策についてお聞きします。

これまで議会でも紹介してきました住宅リフォーム助成制度が、来年度より津幡町で実施されるそうであります。全国330の自治体で実施され、不況対策の切り札として330すべての自治体の地元業者に喜ばれている制度であります。さて、津幡町ではどういった目的で実施しようとしているのか、調べたことをお答えください。当町では住宅リフォームにかかわる業者はどれだけおられるのかもお聞かせください。地域活性化の経済対策、全国で試され済みの住宅リフォーム助成制度を実施すべきだと思いますがいかがでしょうか。

最後に、子ども・子育て新システムについてお聞きいたします。

今年7月27日に、この新システムについての中間取りまとめが出されました。それから5カ月たちます。9月議会ではこの質問を私取り上げて、9月の段階での認識の到達点に立ち、質問いたしました。

この間、中間取りまとめもいろいろなところで研究され、新システムの中身が大分明らかになってきています。なぜ、中間取りまとめで中身の研究が進むのかは、実はこの段階でのもの、これがほとんどそのまま法案になって国会に出されているという特徴があります。障害者自立支援法しかりであります。加えて、民主党政権は税と社会保障の一体改革の中で、最優先課題としてこれを位置づけているからであります。社会福祉基礎構造改革の総仕上げとして、位置づけています。

まず、介護保険、そして障害者自立支援法、最後に保育制度。政府が新システムで目指す保育は、措置制度から契約方式に切り替え、当事者同士による保育サービスの売買へという市場化とあり、企業参入を促進し、ビジネス化、営利化することです。政府にとっては、交付税の削減が大きな目的なのでしょう。

では、一つ一つ新システムについての問題点だと思うことの町の認識をお聞きします。

まず、今のシステムでは、市町村は保育に欠ける子がいたら無条件で保育するための実施責任を市町村は持っています。これが、新システムになったら市町村の責任はどうなるのか教えてください。

保育料金にいきますが、保育料金はこれまで所得税額によって支払う保育料が違っていました。いわゆる応能負担であります。この応能負担のシステムが新システムになったら、どうなるのか教えてください。

次にお聞きするのは、保育士の労働条件の問題です。

現在、保育士の資格を持っておられる方々は、新たな資格を取る必要があるのではないかと、教えてください。現在町の5割を超す非正規の保育士の方々、正規の保育士の方々の労働条件は、市場化、営利化でどうなるのか、これも教えてください。

保育の中身に入りますが、保育時間も子どもたちの一人一人、月単位で何時間保育という契約が事業者と保護者の間で交わされます。市町村は、保育の必要度を認定し、認定証が保護者に交付されるだけ。しかし、3歳以上の子が学校教育のみを受け、幼稚園ですから、保育を使わないというときは受給者証を交付されます。定員以上に応募がある場合は、選考を実施するとあります。一つの子育て施設の中でいろいろなパターンの利用があり、日によってはまた、一日の時間で子どもたち同士が顔を合わさないときもあったり、集団の中で育ち合うという基本が、困難になるのではないのでしょうか。

保育は、公立である、営利じゃないということ。そして、子育てに公が責任を持つということで、子どもや親が安心できる、町長はそう思いませんか。そのために、新システムを導入しないよう国に働きかける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の第5期介護保険事業計画についてであります。

現在、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画を策定中であります。この事業計画は、当町における被保険者、要介護者等の人数や介護サービスの利用状況などを勘案して、3年間の介護サービスごとの量を見込み、当該見込み量の確保のための方策、第1号被保険者に係る介護保険料を定めます。

厚生労働省が、第5期の介護保険料は、現在第4期より約1,000円増えるとの試算をしているところではありますが、当町においても、介護保険給付費が毎年増加しておりまして、介護保険料が増えることはやむを得ないと考えております。介護給付費準備基金の考え方も計画期間の最終年度において残高がある場合は、次期保険料を見込むに当たり、準備基

金を取り崩すことが基本となっております。

石川県の財政安定化基金と町が保有している介護給付費準備基金を取り崩し、あわせて介護保険料に充てることを考えております。

介護保険料や利用料の減額制度、免除制度がありますが、介護保険料の減免については、介護保険料減免取扱要綱に基づいて運用しております。また、介護保険利用料の減額制度、免除制度については、石川県内では、19市町のうち9市町が利用料減免制度を運用しており、制度を検討する時期に来ていると思っております。

次に、2点目の病院での受診に関する御質問のうち、無料低額診療事業を志雄病院で行う考えについてであります。

本年4月現在、実施している県内の医療機関は101病院のうち6病院、888診療所のうち1診療所と聞いております。

自治体病院では、18病院すべてが実施しない状況であります。この事業は、生活困窮者などに対して、窓口での一部負担金を無料または低額な料金によって診療を行う制度であり、減免した一部負担金は全額病院の負担となることから、実施している医療機関が少ないのではないかと想定しております。こうしたことから、現段階では実施する予定はございません。

次に、3点目の国民健康保険税についての御質問のうち、一般会計からの国民健康保険特別会計への繰り入れについてであります。

国民健康保険特別会計は、議員御承知のとおり国民健康保険事業という特定の事業を行うためのもので、一般会計とは別個の独立した会計であります。このことから、その運営はまず第一に、受益者である被保険者の方々の応分の負担により賄わなければならないということから、一般会計からの法定外の繰り出し金については、現在考えておりません。

次に、4点目の不況対策に関する御質問のうち、地域活性化の経済対策の住宅リフォーム助成制度の実施の考え方についてであります。

宝達志水町においては、建築物耐震改修促進補助金制度を実施しているほかに、住宅新築等奨励金制度、あるいはバリアフリーに対する補助制度として自立支援型住宅リフォーム推進事業、下水道への接続における住宅改造資金融資あっせん利子補給の助成金制度を実施していることから、現在のところ住宅リフォーム助成についての実施は予定しておりません。

次に、5点目の子ども・子育て新システムについてであります。

保育システムは、公立であることで子どもや親が安心できるとは思わないか、また子ども・子育て新システムを導入しないよう国に働きかけるべきとの御質問であります。子ども・子育て新システムの中においても保育所は適切な保育、すなわち子どもや親が安心できる保育が行われることが重要であり、そのことを踏まえれば、公立であろうと私立であろうと、ともに国が定めた指定基準により適切な保育サービスの提供を第一に考えた上で、それぞれの特徴を生かした保育サービスが提供されなければなりません。そして、その選択は保護者の判断によるものでありますことから、一概にどちらがよいとは言えるものではないと思っております。

ただし、新システムにおいて多様な保育事業の量的拡大を図るため、株式会社やNPOなどの多様な事業主体、いわゆる民間事業者の参入を促進することから、これからの保育所運営は民間が中心となることが予想されます。

私といたしましては、このことを踏まえ、将来的に町全保育所を町社会福祉協議会へ移管し、今まで以上に柔軟な体制で保護者ニーズに即した保育サービスを提供していくための環境をつくってまいりたいと考えております。

なお、町社会福祉協議会を保育所運営の事業主体とするのは、町とのつながりが密で信頼関係があること、そして何よりも利益優先の団体でないことで、保護者の皆さんに安心感を持ってもらえるとの理由からであります。

次に、子ども・子育て新システムを導入しないように国に働きかけるべきとの御意見につきましては、本町では新しい制度のもとで、まずはいかにして適切な保育環境を築くかを主眼に、制度の詳細が示されるのを待っており、制度の是非について国などに働きかけることは現在のところ考えておりません。

なお、細部につきましては、各所管の課長から説明させますので御了承願います。

○議長（北本俊一君） 住民課長 羽多良英君。

〔住民課長 羽多良英君 登壇〕

○住民課長（羽多良英君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、窓口負担が高くて病院にかかれないというような声を聞いたことないかとの御質問ですが、今のところ、住民の方から窓口では直接的なことは聞いたことはありません。テレビ、新聞などの報道により、全国的にはそのような例があることは承知しております。

また、厚生労働省の国民健康保険課は医療機関の未収金問題の理由をどうとらえているかとの御質問についてであります。医療機関の未収金問題に関する検討報告書には、生活困窮や悪質滞納が主な原因であると示されております。

次に、国民健康保険窓口一部負担減免制度の利用状況とその原因をどうとらえ、どう改善するか、また一部負担金の減免額の2分の1を国が特別調整交付金で手当てするとしていることについてであります。

国民健康保険窓口一部負担減免制度とは、被保険者の生活が自然災害などによって一時的に生活が困難になり、医療費の支払いができなくなった場合に診療機関の窓口での一部負担金を減免する制度であります。現在のところは申請はありません。

その理由として、制度の対象となる世帯がないのか、あるいは制度自体が平成21年度の終わりごろから始まった新しい制度であることから、その内容がうまく伝わっていない、またわかりかねないと、その制度の内容について広報やホームページなどに案内してまいりたいと思います。

なお、町では既に、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減制度や災害等により生活が著しく困難になった世帯に対する税の減免制度を実施しているところであります。

また、国民健康保険窓口一部負担減免制度の適用による減免額の2分の1が、国から特別調整交付金として交付されていることは承知しております。

次に、国民健康保険における医療費の高さの原因をどうとらえているか、またその原因への対応はということであります。

国民健康保険における本町の1人当たりの医療費は県内でも上位にありますが、その理由として、生活習慣病による循環器系や消化器系の疾患が多いこと、そしてそれに伴う入院療養費が多いためと認識しております。このことから、町では、特定健康診査等事業に取り組み、生活習慣病にかからないための保健指導や重症化の予防を図ることで、医療費の抑制に取り組んでおります。

次に、国民健康保険世帯の所得と世帯につきましては、所得なしの世帯は659件、所得33万円未満の世帯は314件、所得33万円以上40万円未満の世帯は44件、所得40万円以上80万円未満の世帯は230件、所得80万円以上100万円未満の世帯は99件、所得100万円以下の国保加入世帯の割合は67.2%となっております。

次に、一般会計から国民健康保険特別会計に法定外の繰り入れを行った県内の自治体名とその金額についてであります。平成21年度決算によりますと、7市町で総額は20億

3,795万円の内訳といたします。

その中身につきましては、金沢市16億9,942万5,000円、加賀市6,672万4,000円、白山市1,063万1,000円、能美市2億588万7,000円、川北町5,351万5,000円、志賀町97万2,000円、中能登町79万6,000円となっておりますが、繰り入れたその理由については、健康診断などの保険事業費への充当、それに事務費への充当のためということでございます。

続いて、子ども・子育て新システムについてであります。まずこの新システムが導入されることになった背景、理由につきましては、現状の子育てをめぐる環境は、非正規労働者の増加などによる雇用基盤の変化、核家族化や地域のつながりの希薄化による家庭や地域の子育て力、教育力の低下により、若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦勞している状況であると認識しております。

このような状況のもと、国が新しい制度を推し進める理由としまして、子育てとは本来、日々成長する子どもの姿を通じて親に大きな喜びと生きがいをもたらす営みでありますことから、親が子育ての充実感を得られるなど、親としての成長を支援していく必要があること。そして、子ども子育て支援を質量ともに充実させることにより、家庭を築き子どもを産み育てるという希望がかなえられる社会を実現しなければならないこと。そのためには、子育てについて第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、かつては家族や地域が担っていた子育てに関する支え合いの機能や企業による日本型の生活保障機能が低下していることを踏まえ、子ども子育てを支える機能を新しい形で再生するためであると考えております。

次に、市町村の実施責任はどうなるのか。保育に欠ける子がすべて無条件で保育を受けられるのかにつきましては、新システムにおける町の責務としましては、町は新システムの実施主体としての役割を担い、国・県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた保育サービス等を設計、提供、確保することと示されております。

このような責務のもと、町は管内の施設、事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報を提供し、相談に対応しながら保育に欠ける子が出ないように事業者や施設と利用調整を行うことになっております。

次に、保育料はこれまでどおりの応能負担なのかとの御質問であります。

新システムでの費用負担につきましては、中間とりまとめの中では、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、低所得者に一定の配慮を行いつつ、利用者にとって一定の負

担を求めることとし、その具体的あり方については今後検討すると示されております。

次に、保育所職員は新たな資格が必要かとの御質問につきましては、現在、新システムの中においても保育所制度は残ると聞いております。保育所に限って申し上げますと、現状と変わりなく保育士の資格があればよいと考えております。ただし、新システムの中で新しく創設される幼保一体化の総合施設においては、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員、いわゆる保育教諭を置くことになっております。

次に、保育労働者の労働条件でよくなるのかという御質問につきましては、中間取りまとめの中では教育や保育の質の確保、向上の観点から、職員配置基準の引き上げを検討すると示されております。

最後に、保育の必要度を市町村が認定し、必要度の区分に応じて利用時間を決定するとあるが、これは子どもの発達を保障する集団的な保育が困難になるのではないかとの御質問についてであります。

保育所は、保護者が働いていたり病気の状態にあるなどの家庭において、十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設であることから、その趣旨にのっとり必要かつ適切な保育サービスの提供に心がけなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長 林谷茂和君。

〔健康福祉課長（福祉担当） 林谷茂和君 登壇〕

○健康福祉課長（福祉担当）（林谷茂和君） 12番 小島議員の御質問にお答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業は要支援1、2の対象者への予防給付サービス、二次予防対象者への介護予防事業を総合的にかつ一体的に行うことができるように新しく創設される事業と聞いております。この事業では、これまで保険給付外で行われていた地域支援事業のサービスを、町が主体となり、総合的で多様なサービスとして提供することが可能になると聞いております。

また、国からこの事業の具体的な内容が提示される予定となっております。この事業の導入については、その内容を確認して対応していきたいと考えております。

次に、介護保険事業計画に高齢者の実態調査、ニーズ調査をしたかとのことですが、実態調査、ニーズ調査は行っておりません。その代わるものとして、実際に要支援、要介護者に携わっているケアマネージャーの報告や、日ごろから高齢者の声をお聞きし、どの

ようなサービスが必要か、どのような施設が足りないのかなどの要望を踏まえて、介護保険事業計画策定委員会の委員の皆さま方の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（北本俊一君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 小島議員の御質問にお答えします。

12月津幡町議会定例会で住宅リフォーム助成制度を来年度より行う趣旨の答弁を矢田町長が行ったが、その目的をどう説明しているかとの御質問であります。現下の厳しい経済状況の中、厳しい経営状況にある中小零細企業の支援策及び地域経済を活性化する効果も見込んで、来年度を目標に助成制度を検討していくと伺っております。

次に、広い意味での住宅リフォームにかかわる業者数についてはどの御質問ですが、直近の事業所、企業統計調査によりますと、町内には土木工事、屋根工事、左官工事、木工事を行う業者数は89事業所があり、その事業所で593名の従業者の方々が働いております。

以上です。

○議長（北本俊一君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 一つ一つのやつであるんですけども、町長に1点だけお聞きしますね。

私の質問と町長の答弁とは、認識の違いなんです。町民が今置かれている現状の認識の違いなんです。ここから違う質問をし、違う答弁が出ている。私、そう思って仕方ないです。

例えば、保育の問題ですけども、課長ちょっとはっきりと言われませんでしたけれども、応能負担をやったたら今のように、応能負担やっていたら営利化、市場化にならないんです。営利化、市場化が目的なんです。一律幾らというふうになるんですよ。大変なことやと思いますよ、若い人らは。しかも、保育のお金は、例えばお絵かきするときはお絵かきオプションであるんです。お絵かきオプション、ピアノオプション、いろんなオプションがつけられて、それによって保育料が上がっていくんです。ただでさえ今、派遣、臨時、そういう不安定雇用にいる若い人らが、20代、30代は約2人に1人です。国民全体では3人に1人ですけども、若い人らは2人に1人です。こういう不安定雇用という人らが、保育所に入ってそういうオプションつけられて、営利企業に子どもらを

任していく、これ大変なことになってしまうんです。

それとか、現在おられる職員、働いておられる保育士の方々、臨時の方も含めて、採用、最低基準は確かにつくられると思います。課長言われたように、そう思います。しかし、今よりもいいはずがないんですよ。正職員だと社会保険関係も充足させなければならないでしょう。今、会社は臨時と派遣と、不安定雇用でどんどんやっていけるんです。そういう労働法なんです。その中に、そういうところに今の保育士の方々をどんとほうり出す、これが新システムなんです。

病院で、困った人の話。先ほど健診の答弁が課長からありましたけれども、何でこんなに医療費高いか、はっきり言っておるんですよ。入院される人が多いからです。入院させなければいいんです。そうしたら皆さんすぐ健診というところ、お金使わない健診というほうに行きますけれども、そういう追い込まれている人は健診なんて興味はないんです。とにかく苦しい、すぐ病院にかかる。苦しくなる前にすぐかかる。軽いうちにかかる、かかれる。こういう低額診療制度というのは大事なんです。3割負担でも、それを町が出しても7割が病院に入ってくるんです。

私は本当に、そこまで町民は追い詰められている、もうこれ以上負担はできないところまで追い詰められている、そう思っています。これまでずっと議会でも言ってきましたように、労働者はこの十数年間で1世帯90万円所得が下がっておるんです。収入が下がっておるんです、所得じゃなくて収入が下がっておるんです。年金の方々もそうです。これ以上負担は出せない、こんな状況にあるんです。

そんなときに町長は、今回の一般会計の補正予算案、7,600万円というお金を、土地を売ったお金をポンと町民のために普通は使いますよ、町民のそういう実態を知っていれば。でもそれを使わないですぐため込む。しかも、すぐ借金返済する。これは当初予算につくられていなかったことなんです。当初予算で予定されていなかったことでしょう。7,600万円、今町民の苦しさ知っていたら、これを使えばいいんですよ。当初予算、ただでさえこの当初予算は大変な予算なんですから、町民に我慢を強いる予算なんですから、これを使えばいいんです。私、ぜひ知りたい。町長はそうやって、町民はまだまだ余裕ある、まだまだ負担をかけてもまだまだ余裕ある、そんな思いでおられるのかどうか、これ1つだけお聞きします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

端的に申しまして、現在の経済不況からいけば、町民にはそれほど余裕があるとは思っておりません。ですけれども、町の財政も大変厳しいということで、将来を見詰めた場合には、今はしばらく我慢の時だというふうに考えておりますので、できるものは、当初予算に上げていないものについては、一応基金のほうに積立するというような基本的な考え方でおります。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 以上で通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎委員長報告

○議長（北本俊一君） 次に、日程第23 委員長報告を行います。

まず、決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました認定第1号 平成22年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定10件について、決算特別委員長から、審査の経過並びに結果について報告をお願いします。

決算特別委員長 林 一郎君。

〔決算特別委員長 林 一郎君 登壇〕

○決算特別委員長（林 一郎君） 委員長報告。

平成23年第3回宝達志水町議会定例会において付託されました認定案件について、去る11月10日、11日の両日に決算特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

付託されました10会計の決算審査に当たりましては、決算書及び決算附属書類をはじめ、主要施策の成果等の説明書や支出命令書を参考としながら、関係法規に適合しているか、計数的正誤、将来の財政運営にどのように反映させるかを主眼に、町執行部からの詳細な説明を求めながら、慎重に審査いたしました結果、各会計とも適正かつ正当なものと認められました。

よって、採決の結果、認定第1号から認定第10号までの10件は、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の点について指摘・要望がありましたので、これらの項目

について十分に検討の上、今後の行政執行において適切に対処されるよう要望いたします。

- 1、ケーブルテレビの加入促進に努められたい。
- 2、携帯電話の不感地帯の解消に努められたい。
- 3、物品や公共事業の発注においては、地産地消の取り組みや地元業者の育成に配慮されたい。
- 4、職員教育を徹底するとともに、職員の適材適所な配置に心がけられたい。
- 5、税や使用料の徴収はもとより、他の業務にあっても、各課が連携して取り組まれたい。

この5点であります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、決算特別委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました請願第2号 子どもの医療費の完全無料化等の速やかな実施を求める意見を石川県に提出を求める請願書について、教育厚生常任委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いします。

教育厚生常任委員長 宮本 満君。

〔教育厚生常任委員長 宮本 満君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（宮本 満君） 教育厚生常任委員長の宮本です。それでは、委員長報告を申し上げます。

平成23年第3回宝達志水町議会定例会において付託され、継続審査となっておりました請願第2号 子どもの医療費の完全無料化等の速やかな実施を求める意見を石川県に提出を求める請願書について、去る11月28日に教育厚生常任委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

先の定例会では結論に至らず継続審査となっておりました請願について、石川県内における医療費負担や無料化に対する意見提出状況などについて活発に論議され、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（北本俊一君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（北本俊一君） 次に、討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成22年度決算の認定に反対します。

反対するのは、志雄病院会計決算及び平成22年度直営診療所特別会計決算を除く会計決算であります。また、請願には賛成いたします。

平成22年という年は、一人一人の労働者報酬が18年前の水準に落ち込んで、そのことが内需を冷え込ませ、経済成長率を落ち込ませていることが明らかにされた年であります。その原因をつくったのが、構造改革路線。不況の原因が、内需を冷え込ませる国の施策にあることが明らかにされたときに、必要なことは、町民の懐を温める施策を実施することです。福祉制度を充実させること。中小零細の町の業者の方々の仕事を増やす施策を実施することなどであります。

ところが、町はこの年、放課後児童クラブの利用料金を値上げし、宝寿荘の利用料金も値上げ、旧志雄地域の水道料金も引き上げ、町道補修の負担増など、1億円の町民負担を強化するという内需を一層冷え込ませる施策を財政再建の名のもとに行ったのであります。同時に、破綻したふるさと農道建設のための土地取得という無駄遣いを行いました。

町民への負担増はそのまま、税の滞納となってあらわれてきているのではないのでしょうか。町民負担増を求めるのなら、その負担増に町民が耐えられるという根拠を示すべきであります。町民の生活実態を調査しないで、財政再建の必要性からだけで町民負担を増やすあり方はやるべきではありません。議会と行政でつくった現在の財政の状況を、町民に

転嫁するべきでないという誠実さが求められているのではないのでしょうか。行政のプロなら、町民生活を潤しながらの財政再建を考えるべきです。その道はあります。町民生活を犠牲にしなければ財政再建ができないのなら、その資格が問われてきます。

そのことを指摘し、平成22年度会計の反対討論とします。

以上。

○議長（北本俊一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

認定第1号 平成22年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本俊一君） 次に、認定第2号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定いたしました。

○議長（北本俊一君） 次に、認定第3号 平成22年度宝達志水町老人保健特別会計歳入

歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本俊一君） 次に、認定第4号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本俊一君） 次に、認定第5号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本俊一君） 次に、認定第6号 平成22年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議がないものと認めます。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本俊一君） 次に、認定第7号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第7号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定いたしました。

○議長（北本俊一君） 次に、認定第8号 平成22年度宝達志水町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本俊一君） 次に、認定第9号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本俊一君） 次に、認定第10号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本俊一君） 次に、請願第2号 子どもの医療費の完全無料化等の速やかな実施を求める意見を石川県に提出を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

◎委員会付託

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。議案第46号から議案第62号までの議案17件は、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第46号から議案第62号までは、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。委員会審査のため、明12月10日から12月15日までの6日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、明12月10日から12月15日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（北本俊一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は12月16日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時42分散会

平成23年12月16日（金曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	8 番	林 一 郎
2 番	久 保 喜 六	9 番	守 田 幸 則
3 番	土 上 猛	10 番	北 本 俊 一
4 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
5 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
6 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

11 番 金 田 之 治

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 米 谷 勇 喜
書 記 岡 田 正 人

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 津 田 達
副 町 長 中 谷 浩 之
教 育 長 山 下 茂
参 事 北 山 茂 夫
総 務 課 長 太 田 永 作
総務課担当課長 松 浦 敏 昭
情報推進課長 高 下 良 博
財 政 課 長 松 田 正 晴
住 民 課 長 羽 多 良 英
税 務 課 長 溝 口 和 夫
環 境 安 全 課 長 栗 原 政 典

健康福祉課長(福祉担当)	林 谷 茂 和
健康福祉課長(保健担当)	中 村 努
産業振興課長	近 岡 和 良
ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	田 村 淳 一
生涯学習課長	藤 井 能 富 夫
会計課長	村 井 一 隆
志雄病院事務局長	高 島 信 夫

◎議事日程

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 委員長報告に対する質疑
- 日程第 3 討 論
- 日程第 4 採 決
- (追加日程)
- 日程第 1 発議第 2 号 子どもの医療費の助成制度拡充を求める意見書について
- 日程第 2 議案に対する質疑
- 日程第 3 討 論
- 日程第 4 採 決
- 日程第 5 各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（北本俊一君） あらかじめ申し上げます。町広報担当から、ビデオ、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、12月9日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました案件の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

○病院運営特別委員長（守田幸則君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月13日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、志雄病院のオーダリングシステムや押水クリニックの経営状況などに係る質疑などがあり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案3件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、国民健康保険直営診療所管理運営基金の処分においては、設置目的ののっとり、施設運営などの将来展望を持って取り組まれないとの意見が出されました。

また、会議終了後は、志雄病院の現地視察を行い、散会をいたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、教育厚生常任委員長 宮本 満君。

〔教育厚生常任委員長 宮本 満君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（宮本 満君） 教育厚生常任委員長の宮本です。それでは委員長報告を申し上げます。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月12日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、安心生活創造事業や文化財保護などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案3件はいずれも原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、予算の計上に当たっては、事業内容を精査し、現に必要なものを見極め計上するように努められたい。

業務委託などの一者随契による場合は、慎重かつ適切に執行されたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御承諾をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、総務産業建設常任委員長 林 一郎君。

〔総務産業建設常任委員長 林 一郎君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月14日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

当委員会では、企業誘致や古墳の湯の管理などについての多くの質疑があり、活発な審

査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案12件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、冬期を迎えるに当たり除雪対策に万全を期されたい。水道管の更新については現状を確認し、時期を失せず実施されたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告申し上げます。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（北本俊一君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（北本俊一君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に上程されました議案17件中4件の議案に反対し、討論いたします。

反対するのは、議案第46号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算案、議案第47号 国民健康保険特別会計補正予算案、議案第54号 宝達志水町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例改正案、議案第57号 宝達志水町税条例の改正案の4件であります。

まず、一般会計補正予算案ですが、歳入で国庫支出金が3,100万円余減額されています。

当初予定されていた子ども手当の減額による歳入減です。民主党政権の公約違反に断固抗議するものであります。

歳出では、7,600万円余の土地の売却費をそのまま減債基金に積み立てています。これで減債基金は合計約2億円となります。しかし、ご存じのように、基金の繰り上げ償還には借り入れしたところの承諾があって初めて償還が出来ます。町民の大変な暮らしの現状を横目で見ても、今すぐに返すあてのない減債基金だけが増えていくのが正しい自治体のあり方でしょうか。自治体は利潤追求をその主目的とする企業ではありません。住民の安全と福祉を守ることが、地方自治法でも規定された自治体の役割です。

町長は、当初予算で町の財政が悪いから住民向けの予算を削る旨の説明をされていました。当初予算で十分に削っておきながら、予定外の歳入もため込みに回すのは、当初予算それ自体をみずから否定されていることにつながるのではないのでしょうか。一般質問でも指摘しましたが、町民の暮らしを守りながら財政再建をする道はあるし、それを示すのが町民から給料をもらっている者の役割ではないのでしょうか。町民からはそのことが求められていることを指摘し、反対討論とします。

また、国保特別会計補正予算案ですが、石川県から6,400万円の国民健康保険自立等支援基金を借り入れしました。これを国民健康保険加入者にすべて背負わせようというのです。果たしてこれが可能でしょうか。日本全体の国民健康保険加入世帯と宝達志水町や資料を提供してくださったお隣のかほく市の国民健康保険加入世帯を比較しますと、日本全体の国民健康保険加入世帯中、所得ゼロの世帯は国保加入全世帯の27.4%です。かほく市では23.3%、宝達志水町では32.9%です。国民健康保険加入世帯で所得ゼロ世帯が、宝達志水町では断然多いのです。また、所得100万円までの世帯比率ではどうでしょうか。全国が50.3%、かほく市が49%、宝達志水町では所得100万円までの世帯67.2%です。年間所得100万円までの世帯を比較しても、宝達志水町は断然多い。全国的に比較しても、近隣と比較しても極めて所得が低い方で構成されているのが宝達志水町の国民健康保険の大きな特徴であります。そのことをぜひ認識していただきたい。

そして一方で、かほく市では、一昨年、国民健康保険の基金がなくなり、国民健康保険特別会計に一般会計から7,500万円の繰り入れを行い、保険料の値上げを取りやめました。石川県全体では、同じ目的で保険料引き下げのために9つの自治体が一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れを行っています。

他方、宝達志水町では、加入世帯の所得状況を問題にもしないで、還元すれば形式的に

国保の問題は国保世帯だけの問題と言って、現実を見ることを避け、できることもしない行政でいいのでしょうか。今回、一般会計で減債基金に繰り入れた7,600万円を活用することを提案し、反対討論とします。

また、企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例改正案についてですが、地元町民の雇用の枠を広げる改正はいいことです。しかし、最高1億円の誘致のための奨励金を提供することが正しいことなのかどうか、今、問われていると思います。内閣府が発行しております地域経済という報告書でも、企業誘致制度の効果に次のように疑問を投げかけています。補助金額が大きいからといって、工場立地件数が多くなるという明確な関係は確認できない。県単位で見ると90億円の三重県と2億円の栃木県を比べると、工場立地件数は同数となっている。雇用面でも補助金の効果が明確にあらわれているとは言い切れないとその中で述べています。私は、企業誘致には反対ではありません。しかし、旧志雄町、旧押水町を含め、宝達志水町の企業誘致によって、現在でも定着している企業は、この1億円条例があるから進出してきたわけではないことが報告されています。きれいな地下水が豊富であったり、莫大な土地があったり、近くの企業の技術力に引かれて進出してきたとあります。宝達志水町の持つ自然条件と立地条件が、企業進出等定着の原動力ではないのでしょうか。むしろこの1億円を当て込んで進出してきた企業が定着できていないのではないでしょうか。また、莫大な利益を上げ、負担能力を持つ大企業へのばらまきとなり、住民の福祉を削ることになるのは問題であります。地元の中小零細企業を育て、その企業に活気が出るのが、ほかからの企業を誘致し、雇いを拡大することにつながる条例案に改正されることを求め、反対討論とします。

税条例の一部改正案についてですが、個人住民税の不申告に対する罰則強化が提案されています。一部に悪質と言われる滞納者がいるのは否定しません。しかし、多くの滞納者は税金を払いたくても払えない方です。この方々への罰則を強化することにつながる改正案に反対します。

また、上場株式等の配当所得及び軽減税率の適用期限の延長は必要のないことであります。よって反対します。

以上。

○議長（北本俊一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

議案第46号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第47号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第48号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）から議案第53号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）までの議案6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第48号から議案第53号までの議案6件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第48号から議案第53号までの議案6件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第54号 宝達志水町企業立地の促進及び雇用の拡大に

関する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第55号 宝達志水町国民健康保険直営診療所管理運営基金条例について及び議案第56号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第55号及び議案第56号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第55号及び議案第56号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第57号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第58号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてから議案第61号 石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更についてまでの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第58号から議案第61号までの議案

4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第58号から議案第61号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第62号 指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。ただいま議案1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程の配付〕

◎議員提出議案の上程・説明

○議長（北本俊一君） それでは、追加日程第1、発議第2号 子どもの医療費の助成制度拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

○2番（久保喜六君） 発議第2号 子どもの医療費の助成制度拡充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

昨今の厳しい経済状況の中、家庭における子育てに係る経済的負担がより大きくなって

いることが、少子化の大きな要因となっております。

そのためには、子育てに対し負担を感じる保護者の不安を少しでも解消し、安心して子どもを産み育てる環境づくりが重要であります。子どもは社会の宝であり、未来を担う子どもの健康を守ることは社会の責任として、各市町が子どもの医療費を助成し、少子化対策の一環としております。現在の市町の厳しい財政状況においては、子どもの医療費の助成制度の財政安定化を図る上でも、石川県や国の補助が必要であります。

よって、石川県におかれては、子どもの医療費の助成制度を拡充するとともに、国に対する医療費の負担軽減に向けた活動について積極的に取り組まれるよう強く要望するものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（北本俊一君） 次に、議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（北本俊一君） 次に、討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 子どもの医療費の助成制度拡充を求める意見書に対する賛成討論を行います。

宝達志水町の子どもの医療費の無料制度は、財政事情を理由に停滞したままとなっております。以前になかった1,000円の窓口一部負担の導入がなされ、入院医療費の助成制度も宝達志水町を除くすべての県内自治体が、中学校の卒業まで医療費の無料化が実施されているのに、宝達志水町は小学校の卒業までという段階、また石川県の子どもの医療費助成要綱のために、病院にかかったら窓口一旦、医療費を支払わなければならない医療費の

償還払いとなっています。平成23年3月に石川県議会では、石川県医師会が請願し、子どもの医療費の完全無料化の実現を求める請願が県議会すべての政党、会派の賛成で採択されています。その請願の中身が医療費窓口無料化と、県と国からの市町村への子どもの医療費助成の拡大です。このことの実現を前に進める、今回提案された宝達志水町議会から石川県への意見書の提案に賛成し、討論とします。

以上。

○議長（北本俊一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

発議第2号 子どもの医療費の助成制度拡充を求める意見書についてを採決いたします。

発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（北本俊一君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長および議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（北本俊一君） 以上をもって本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第4回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 北 本 俊 一

副 議 長 津 田 勤

署名議員 守 田 幸 則

署名議員 林 一 郎